

参議院地方行政委員会會議録第三十九号

昭和三十一年五月二十五日(金曜日)午
前十時四十九分開会

委員の異動

本日委員後藤文夫君辞任につき、その
補欠として石黒忠篤君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君
理事 伊能 芳雄君
宮澤 喜一君
森下 政一君
小林 武治君

委員

井村 徳二君
大谷 賢雄君
川村 松助君
佐野 廣君
堀 末治君
横川 信夫君
小笠原三男君
加瀬 完君
中田 吉雄君
松澤 兼人君

政府委員

自治政務次官 早川 崇君
自治庁行政部長 小林興三君
自治庁財政部長 後藤 博君
事務局側
常任委員 福永与吉郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○地方自治法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係法律の整理に関する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松岡平市君) これより會議
を開きます。

地方自治法の一部を改正する法律
案、地方自治法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係法律の整理に関する
法律案、以上二案を便宜一括して議題
に供します。

質疑のおありの方は順次御発言を願
います。

○小笠原三男君 この間的小林君の
質問に関連してお尋ねしますが、地方
公務員の給与の問題ですが、あらゆる
国家公務員に準じた手当等が支給され
ることができるといふ一方の条
文ではなっており、それから一方の条
文では、いかなる給与も法律あるい
はこれに基く条例をもつてしなければ
支給することができないと、積極的に
禁止事項ができておるわけです。そう
しますと、この解釈は、法定されざる
いかなる給与も支給することはできな
いという範囲の中で、地方公共団体が
自由にあるものは支給し、あるものは
法定されているものでも支給しないこ
とができると、こういうふうな前段の
方の条文は読むわけですか。

○政府委員(小林興三君) これは大
体今、小笠原委員のおっしゃいました
ようなことになろうと思いますが、要

するに、法律で地方の給与についてど
こまで規定するか、こういう問題で、
われわれといたしましては、種類だけ
をきめよう、種類のあとの実際の運用
は、これは団体によっていろいろ実情
も違いますし、まさか金額まできめ
たつて、そういうことまでできません
から、そういう問題は、全部自治体に
まかせようという考え方で、それで種類
だけは法定する。それで法定した種類
以外の別の種類のものはやっつけはけ
ない、こういう建前にいたしましたわけ
でございます。

○小笠原三男君 そうしますと、国
家公務員が法律において支給される給
与の種類あるいは金額等についても、
地方は従来よりも拘束される、道義的
には拘束されるという形が出てくると
も考えられますが、地方の自由ではな
いのですから、今度は。

○政府委員(小林興三君) 給与の額
は、これは全部地方の自由です。条例
をどうきめるかも自由なら、発令をど
うするか、そういうことは全く自由
です。

○小笠原三男君 たとえば国家公務
員でいろいろの状況が勘案せられて、
政府としても期末手当をこのたび〇・
七五なら〇・七五を支給するという法
律ができたという場合に、実際問題と
して、地方は財源の都合上〇・五しか
支給できないという状態になる場合
に、国はやはり面倒をみてまで〇・七
五を支給せしむるような方途に出なけ
れば、この法律の精神というものは、

反対の裏側から解釈すると生きないとい
うことになるのじゃないかというこ
とを聞いているのです。

○政府委員(小林興三君) 御趣旨よ
かりなりました。われわれは、国がや
る公務員と同じ程度のものを地方でや
ることを政府としても考える責任があ
る。そこで国と同じ給与の基準で地方
がやることになれば、それに必要な財
源措置は政府としても当然講ずる。国
が今期末手当をあるパーセントとすれ
ば、それに見合う財源措置は、これは
当然政府としてもやらざるを得ないと
思います。しかしながら、そのあとの
実際の団体の支給は、その団体の自主
的な判断にまかせ。財源措置として、
そういうことは当然考えるということ
であります。

○小笠原三男君 ですから、国家公
務員のための給与の法律で、具体的に
金額等をきめて、国家公務員にこれだ
け支給されるということがきまった場
合ですね。一方法律においては、地方
公共団体は、法律に基かない給与は一
切してはならないと積極的に規定して
いるのだから、その範囲で地方公共団
体が支給するといふ場合には、政府
が、あなたの言うように、積極的にめ
んどをみて財源の裏づけただけはす
る。それによってですね、地方がまた
別な観点に立つて、支給するしない
は、これは議論のあるところ、小林さ
んのおっしゃる通りで、私はやむなく
その点は聞いておくが、少くとも、話
はくどいが、政府としてはこういう法

律を作る以上は、国家公務員同様の支
給がなされるという建前で財源の裏づ
けはするのだ、従来のように、地方公
務員並びに地方公務員たる教員に対し
て、財源的な裏づけをしないというよ
うなことでは放任することはできない積
極規定である、こう了解していいかと
いうことなのです。

○政府委員(小林興三君) 今、小笠
原委員のおっしゃいました通りでござ
いまして、われわれといたしまして
は、国家公務員に支給される給与と同
じ基準で、地方公務員に給与が支給さ
れることを前提にする財源措置は、こ
れはもう明らかに、それとともに
種類だけは法定する、あとは自主的な
決定にまかせる、こういう考えでござ
います。

○小笠原三男君 法定せざる給与は
支給してはならないという原則であつ
て、支給した場合はどうなりますか。
○政府委員(小林興三君) これは、
支給することができないのでございま
すから、法律違反ということになろう
かと思ひます。

○小笠原三男君 だからどうなりま
すか。
○政府委員(小林興三君) それは違
法な給与でありまして、支給すべから
ずと、こういうことだろふと思ひます。
○小笠原三男君 だからどうなりま
すか。

○政府委員(小林興三君) 今のお尋
ねは、違法な支出をやつたらどうなる
かというところで、違法なことはやつちや

ならぬというだけでございます。

○小笠原二三男君 だから、違法なことばやってはならぬ、その監督の立場にあるものは自治庁長官である。罰則規定はない。そういう違法なことをかりに知事なら知事がやったという場合には、だからどうという措置に出られるのですか。

○政府委員(小林三三三君) これは、まあ、自治体でございますから、法律に書いてあれば、法律通りに順守されることを期待いたしているわけでございます。法律に違反した場合の罰則とか、そういうことはもちろんわれわれとしては考えておりません。しかしながら、こういう明文があれば、明文に従って長も議会も考えるに違いないし、また支出を担当する出納責任者も考えるに違いないと、こういうふうに考えております。

○小笠原二三男君 それから今度は、全然角度を変えてお尋ねしますが、こういう規定があつても、緊急やむを得ない事態で、臨時の手当が支給される場合が全然予測せられませんか。たとえば地震、大火、それらによつて緊急な出勤をする、不眠不休で働いた職員がある。あるいはまあ、これは適当な例ではありませんが、教職員の場合において、幾つかの事例はあると思うのです。それが手当というものであろうがなからうが、これに類したものを支給する場合があり得ると思うのですか。そういうのはどうなるのですか。

○政府委員(小林三三三君) 今お話しのような場合は、ここに書いてあります。時間外勤務手当とか、宿日直手当とか、夜間勤務手当とか、こういう非常な場合に時間外に働く場合は、この制度の活

用で私はまかなわれるだろうと思ひます。それからもう一つは、特殊勤務に対するものは特殊勤務手当という制度がございます。特殊勤務手当は、それの団体の特殊勤務手当に該当するところを、中身までこつちが指定しておるわけではございませんから、勤務の実態は団体によつても皆違ひいようから、その実情によつて、特殊な勤務に対しては特殊勤務手当を支給できるようにしております。

○小笠原二三男君 くだいようですが、昔いわれた賞与、慰労金、こういう性質のものが特殊な仕事をしたことによつて与えられるという場合、率直に言つて、手づかみで金を与えるというやうな場合が小さな公共団体等にはまま事例があるのです。そういうのはどうなるか。

○政府委員(小林三三三君) これは、具体的事例はやむを得ないんですけれども、そういう問題は、本来期末手当、勤勉手当として支給されるべきでございます。この期末、勤勉手当につきましても、それぞれの本人の業績も考へて按配もできるはずでございます。それから、それ以外に、それぞれの業務の場合に別途に出すというところは、これは手当として出すというところは適当でない、実費弁償その他、ほんとうに要する費用ならばもちろん実費弁償としての支給は可能でございますが、いわば、何と申しますか、手当、給与としてみなすべきものはこのワケ内に限るべし、こういう考へてござい

○小笠原二三男君 その点は、その程度でわかつたことにいたします。それからもう一点、この問題に関連

して昇給昇格の問題を伺いたい。全国的にこれは昇給昇格が延伸と申しますか、ストップと申しますか、そういう事態にあるのですか。ところが国家公務員の場合にはそれと規定があり、それに準じて地方の条例ができておる、支給されることが当然のこととされておる。それがとめられたり延ばされたりしておる。それは、一にかかつて財政の都合というところになっておるわけですね。それがこういう積極的な規定がある場合に、国家公務員に準じない、すなわち国家公務員通りに行われないというところは、やはりこれはこの法律の精神からいへば、法律違反と

は申しませんが、今後においては行なつてはならないこととやはり監督官庁としては行政指導すべき建前が出てくるのじゃないですか。それはそれで地方の勝手、都合なんだとは言ひ切れなくなるのじゃないですか。

○政府委員(小林三三三君) これは、さつきのお尋ねとも関連すると思ひますが、結局国といたしましては、国家公務員の給与に準ずる必要な財源措置は、これは確保する、それでございまして、今度の財政計画、従来の財政計画上給与の問題につきましてもいろいろの議論もありましたが、給与の実態調査を基礎にして給与単価の是正をやつたのもそういう趣旨でございまして、今後国の公務員についてのベース等が変れば、もちろんそれに準ずるよ

うに、これは財政計画も是正は当然にやるべき、またやらなくちゃならぬと考へております。それで、あとは個々の団体の現実の支給の問題でございまして、そこまでは、われわれとしては拘束するというわけにはいかぬのじや

ないか、しかしながら、基本の給与の条例などというものは、建前がそう

なつておるのですから、当然国の給与の建前を基準にして考へられてしかるべきものでございまして、これは地方公務員法にも、御承知の通り、そういう趣旨の規定が入つておるわけでございまして、そういうことに基いて行われることを期待いたしておるわけ

でございます。

○小笠原二三男君 そうすると、国としては、地方財政計画に基いて、足りない分は国として財源的な裏づけがし

てあるはずである。従つて、正規の昇給昇格が行われないということは不当であるという立場で、地方公務員側から当事者に要求されることは、建前としては正しい。当局としてやろうとしておることは、当局としての都合だけであつて、建前としては、正規な昇給昇格が行われるということに国として

も財源的な面倒は見えておるのだ、こういうことですね。

○政府委員(小林三三三君) 大体お尋ねの通り、つまり国家公務員の給与に準ずる必要な経費は、財源的にこれは見ておるのでございます。それでございまして、あとは、その財源の範囲内において、団体の実情に合うような運用を自主的に行われることを期待いたしておるわけでございます。

○小笠原二三男君 ところが、私の過去に聞いた範囲においては、三十八府県くらいは順序のよい、条例にあるような昇給昇格が行われておらんのです。これは特例であるとは言えない。一般的な情勢として考へられる。その理由は幾多問題がありまじやうが、一般的な情勢として考へられる。これを

そうしますと、あなたの発言から考えると、自治庁が放置しておく、放任しておくというところは、これは怠慢ではないか。それが正常化されることのために、自治庁は指導すべきであり、また財源的問題について手当すべきである。ところが、何と申しまして、地方から自治庁当局にいろいろの伺いを立ててくるというところ、この方法で延ばせとか、この方法でとめるとか、私の岩手県の場合は、今裁判上の問題になつておるのですが、自治庁当局に再三法的な見解を聞いて、やつてかまわないという解釈が出たからやつたのだという証言を裁判所で行なつておる。

で、従来自治庁はいろいろ誤解されてゐる。自治庁自身が地方公務員の給与、昇給昇格をどうするために指導してゐるのではないかと問うことが再三言われておつて、当委員会でもそのことが質問された。全然そういうことはあ

ずかり知らざるところであるという答弁なんです。ところが、内面指導としては、そういうことがないということはどうしても否定できないのです。そういう意味で、この法が出る限りは、その点が不明朗でなく、きちんと行えるという建前ではなければ、積極的に法定せざる給与は支給してはならぬなどというところは言えないであらうと思ふのです。その点がはっきりすれば、小林さんが要請される、私個人としては積極的にこの法律を通さなければならぬと思つてゐるのです。

○政府委員(小林三三三君) 現在、小笠原委員のおっしゃいました通り、地方で昇給延伸の措置を講じておる事例がきわめて、きわめてと言つた方が當つておるかもしれませんが、多いの

は事実でございます。ただそこで、ここに一つ問題がありますのは、今度の財政計画で、国家公務員の給与に準ずる財源措置は、これは給与の実態調査によってやったわけでございます。ところが、まあ団体によっては、現実の給与が国家公務員より相当高い、同じベースで計算すると、相当高い事例もないわけではない。(低いところもある)と呼ぶ者あり)もちろん低いところもあります。高いところもあるわけであります。それで、そういうたまたま高いところがあった場合に、団体の財政が不如意で、これを合理化するために、ある程度できるだけ財政計画にマッチしたところにならうという努力を果しておられるところも、これはあるわけでございます。そういうような場合は、これはそれぞれ団体が自主的に必要だと考えられればおやりになられても、これはやむを得ないのではないかと思っております。そここのところが、それですから、今度の財政計画では当然国家公務員に準ずる昇給に必要な財源も、これは見込んであるわけでございますから、あとは個々の団体で、それぞれ実情に応じて国家公務員の現実の給与というものをめどにおきながら、必要な調整を加えておられるらうと思ひまして、その点は、ある場合にはやむを得ない場合もあるうと存するのでございます。

○小笠原三男君 国からめんどろを見てもらって、おの財源のワケでやりたい、国の給与より高い部分についてがまんしてくれと、こういうような言い分なら、当事者間の話し合いで相当の話は、やはり今の財政事情からいえば、つく可能性がないわけではない

と、私は個人としては考えております。しかし財政緊迫という名に便乗して、すね、国もまた財政計画で、財源的なめんどろも見ておるものを、これを開いて取って一切の昇給をすることをやめて、他に流用するという方途のために昇給をストップする、それから延伸する、こういうやり方は、私は不審だと思ふ。ところが現に行われているのはそれなんです。そこから紛争が起つてきているんですね。

そういう実態を自治庁として御調査になつておられますか。また積極的な指導をしておられますか。ここで聞く、非常にごもつともらしく聞えるんです。ところが出先の方に行つたらそんなものではないんですよ。けんもほろろなんです。金は行つてはるはずなんです。それだけのものは給与費として使うことが、基準財政需要額なりあるいは標準財政需要額でわかつているんですよ。ところがその金さえも投じようとしていないという実情が今日出ていて、こういう点はあなたの方では把握されておられますか。

○政府委員(小林興三次君) これはまあ今までの、まだ私の方でも給与を延伸している実情なども調べておりますし、それから個々の団体ごとにおける、何と申しますか、これは給与の実態が違いますので、そのもとにおける国家公務員のベースで考え直した数字というものの、ある程度の資料はございます。そこでまあ大体のところは、小笠原委員のおっしゃったようなところもあるかもしれませんが、大体のところは、むしろ少し高すぎると、そこを少しがまんしてもらおうじゃないかというの、私は多いんじゃないかと

思つております。それでございすから、しかし支給の延伸などといったつて、これはだれが考えてもそんな長いことできる道理のものでもないし、またすべきものでもない、それはほどこにやっているとらうと思ひます。が、国家公務員のベースよりはなはだしく低い給与のものにもかかわらず、なおかつこれをなはだしく不都合に押えておるといふようなことは、私はあまりこれはないんじゃないかと、しかしこれは具体的問題として考えなくちゃいかぬと思ひます。

それと、もう一つの問題は、それは給与の一般論でございますが、あとはまあ財政再建の問題で、著しく赤字が出ておる、その赤字をどう解消するかという別の立場から給与の問題にも触れておるといふ所も、これは私は正直に申してあらうと思ひます。その場合でも、給与が不当に低いところをさらに無理に不当に押えておるかという、これはあまり無理なことをしちや再建計画だつてできるものじやありませんので、それは無理のないようにわれわれとしても考えるように申しておるわけでございます。ただまあ給与の問題は、給与の単価の問題ともう一つは給与の人員の問題と両方ございまして、そこらは団体によっては少数精鋭で高い給与でやろうという考え方もありましようし、そうでなしに、ある程度給与は安くて多くの人でやろうというふうな考え方もございまして、し、そこらの問題は総合的に考えなくちゃ直ちに個別的な判断をするという

ことはこれはまあ困難であらうと思ひます。まあいづれにいたしましても、われわれといたしましては国家公務員に準ずる、まあ普通の団体ならば準ずる給与を人並みにやっていくことをこれは期待いたしておるわけでございます。

○小笠原三男君 これは質問する当事者としてはあるいは適當でないかもしれませんが、まあ少くとも地方行政というところで給与、人事管理の問題についてはやはりお考え願つておると思ひます。それから、お尋ねしますが、かりにですよ、かりに現在においてある程度地方公務員がその職種あるいは勤年、学歴等見合つて国家公務員よりはベースが高いい、給与額が高いなど、それを昇給を延伸せしむることによつて、二年後にはその地方公務員は国家公務員と同じになる。それでいいのだという考え方はどういふ根拠で出てきますか。というところはですね、二年なら二年はやっぱり勤続しておる、勤務についておる、精励働である、何ら非難される事項はない。それで今まで高かつたんだから、将来二年先において同じようになつてしまわないのだという理由がどこにあるか。しかもまた今

物価が横ばいだなどといううなことを言つておられますけれども、現在における生活水準が、勤務を二年続けられても同様か。物価が高くなればそれ以下になる。それが当たり前なんだ。仕方ないことなんだという考え方が、給与の精神からいってどういふ根拠のもとにそういう考え方が出てくるか、これは人事管理上の問題としてお尋ねしたい。

○政府委員(小林興三次君) これは小笠原委員のおっしゃいました通りでございます。まあ現実にはベースが相当高い、高いならそれはもう何年でも

くぎづけにしておいていいか。これはもう事実上人を使う上の問題で、それから、そのむづかしいことはできないと思ひます。やっぱりほどほどに息を抜きながら調整をしていかなくちゃ、これは実際問題はいうまいいくわけのものじやないだらうと思ひます。なんぼ金がないからといって、期末手当を一文もやらぬというところは、そんなことは実際問題としてすべきことでもないし、やり得ることでもありませんし、われわれとしてもそんなことはやらせたくないと思ひます。それでございすから、今おっしゃいました通り、そこは実態に即しながらほどほどにやつていくべき問題でございまして、私は、これはそれぞれ団体がそれぞれ、知事も議会も一緒に考えて、問題を始末するんでございすから、そのらの点はまずまずというところで落ついておるものが普通じやないだらうかと、こういうふうにご考慮のございす。(基準があるんだから基準の通りやらんきやいかんよ)と呼ぶ者あり)

が、地方公務員と国家公務員とがパランスがとれておらぬにしても、それが同じにならなければならぬという原理を打ち立てることそれ自身が、地方自治そのものに對しては、何か制約していることではないか、また給与という問題についての考え方が乱暴ではないかと考える、どうですか。

○政府委員(小林三三三) 今小笠原委員のおっしゃいました通りでございまして、だからわれわれといたしましては、給与というものについて具体的に制約する意思、意向はないのでございます。そこでただ国家公務員に準ずる財源措置だけは保証してやろう、あとは団体によつて高からうがあるいは多少安からうがこれは団体にまかせよう、こういうのが一貫した考え方であり、今後も貫くべき当然の考え方だろうと存じます。

○小笠原二三男君 今の御答弁は、われわれ過去五、六年の間に聞いた答弁の中では最も当を得た答弁です。われわれはというのは、政府はということでしょう。そこだけ聞いておけばあとは内容はそれでございともですから……

○政府委員(小林三三三) 私は政府委員の立場で申し上げておるわけでございませう。

○小笠原二三男君 そうすると、今後は地方公務員の給与が高くてけしからぬ、何しているのだというようなことは、地方行政を指導し、助言し、また財源的にも措置せらるる自治庁としては、今後公式には言えない、そう聞いておきます。それで私は質問を終わっておきます。

○加瀬完君 今の問題に関連してです

けれども、国家公務員に準じて給与は地方団体においても人並みにやれると、こういう御説明でございまして、自治庁の財政計画によりまして、そういうことができない。小笠原委員が初めに指摘したように、今度の自治法の改正案に盛り込まれております給与というものについて法定したわけでありまして、これは法律によつて給与の最低水準を守るということではなくて、現在支給されているものを引き下げる、こういうことに使われるというふうな傾向を私は当然生じてくるだろうと思う。というのは、給与及び定員等に関する自治庁の財政計画の基本方針として、昭和三十年一月十日現在において行われた給与定額調査の結果に基き、国家公務員の給与水準に準じて計画上の給与水準を改訂する、こういう方式をとつておる。それから地方公務員についてはなほ合理化の余地があるので、すみやかな機会に標準定員数を算定し、実態との差額については、計画的に合理化する、こういう方式をとつておる。そして先ほど言いましたけれども、是正本俸という問題が出ましたけれども、特に教職員なんかについては是正本俸というのは、是正本俸より高いところは是正本俸で押えらる。ところが是正本俸より低いところは是正本俸と、是正本俸より低いところの実額をとる。従いまして、是正本俸というものが作られて、それより高いところは是正本俸で押えらるから身動きができない。低いところは低い現在の俸給高の実額で押えらるからこれも身動きがとれない。こういう立場に今の地方団体の給与は置かれておるのです。しかも最

近の二十九年、三十年、三十一年という財政計画の傾向を見れば、たとえば三十年などは、この前も私指摘したのですけれども、給与費の増というものを、たとえば行政整理に伴う減として七十二億とか、あるいは給与費、旅費、物件費の節減による減として八十億とか、こういうような節減額といふものを振り向けておるのです。従いまして、節減することに無理がありませんから、これによつて昇給分をまかなうというわけにはいかないから、さっき言ったように延伸なり、あるいは全然行わなかったりというふうな昇格昇給の遅滞が生ずるわけです。これに何らのワケがなくて、しかもこれは一時的な現象で政府の財政計画なりあるいは財源措置なり、将来見通しがあるということになれば話は別ですが、再建法によりまして、一そうこれにワケをかけておる。たとえば再建団体でありまして昇格昇給をもくろむといたします。部長の言うように昇格昇給というのは一つの基本的な権利だからもくろまなければならぬというので、今年予定したように四割なら四割もくろむといたします。しかしもくろんだところで、そのもくろみの計画というものは、是正本俸というもので、あるいはまた給与の合理化、こういうことで当然押えられてしまふわけでありませう。従いまして財政計画は是正本俸をもとに組まざるを得ませんから、給与の不足分が当然赤字になります。地方団体が赤字を給与費から除こうとすれば——これは再建団体ならば当然除かざるを得ませんから、除かれますから——その分は総額において落すか、高給者を整理して平均給を落すか、あ

るいは人員を縮減するか、昇給をストップするか、この四つしかないのですね、これをとらざるを得ない。そういう仕組みにかまえておいて、ほどほどに昇給はできるでしようと言つておりますが、ほどほどに昇給できないような前提条件というものを作つておいて、それで何とかなろうという御答弁は、私は政府の御答弁としてはうなずけない。

○政府委員(小林三三三) これはつまり政府として個々の団体の給与についてどれだけ関与するというか、干渉するかという、結局こういう問題でございまして、われわれといたしましては、要するに国家公務員の給与に準ずる給与は、これは財政的に保証してやらなければならないのは当然で、これは自治庁の一貫した態度でございませう。それは保証する。だから昇給率も必要なものは見てやる。しかしながら個々の団体の給与の扱い、これはこちらといたしましてはとやかく言うまい。これが基本的な態度でございませう。それでありますから、高いとか、低いとか、それ自体を必ずしも問題にしません。団体が許す限りは高からうと、安からうと、いいと思います。しかしながらここで一つの問題は、今度再建整備との関連でございまして、団体に不幸にして非常に赤字がある。この赤字が不幸にして、現実の給与が高過ぎたために、もう一つの赤字の原因になつておる。こういうことになれば、赤字を解消するためには、事実上高くなつておるものを、ある程度ストップして、そして現実の国家公務員の給与に合うようになつて、ある程度足踏みをするということ、これは考え

られるのでございませう。しかしながらその場合に、その考え方として、私は先ほど、ほどほど論を言ったので、かなり高いからといって、三年も四年も一切くぎづけというやうなやり方がそれがいいか。それはそうじゃなく、ときどき息抜きをして、そして何年かでは正すのがいいか、それらは常識で行わるべきものではないか、こういうことを申し上げたのでございませう。

○加瀬完君 是正本俸といひますか、標準本俸といひますか、自治庁の財政計画で押えられたものよりはるかに高いところは、一つの合理化という自治庁のねらつておる線からすれば、ある程度のストップということも余儀ない。こういうことも余儀ない。こういう立場もあなたの方の立場としては通る。ところがそうじゃなく、是正本俸より低いところはどうかといひますと、たとえば教職員なんかの国庫負担法の適用を受けるものは実額で押えられますから、低いところにもそれにプラスされた是正本俸だけの補助金がかかるわけではありませうから、やはり是正本俸まで上げることも現状においてはできないということになるわけでありませう。ここに一つの矛盾がある。それから財政再建計画を施行する団体におきましては、結局節減額のしわ寄せがくるのは給与費であります。そうすると、現状においても昇給ストップなんかの事態のあるところは、あるいは二カ月、三カ月延伸という形がとられております。再建団体になつて、これがその通り施行されるといふことは、現状においては考えられない。それからもう一つは、今部長の言うやうに、しかしながら半年も一年も

うっちゃらかしておくわけにはいかな
いというので、何とかこれを昇給させ
ようとするれば、その昇給財源をどこに
求めるか、ほかに新しい財源というも
のではありませんから、これはタコ配み
たいに自分の仲間を何人か切る、ある
いは高給者を整理する、平均給という
ものにゆとりを持たせるとかいう形を
とらざるを得ない。これでは政府が保
護をするとか、政府が保証をして一定
水準の昇給あるいは生活の保証をする
という御説明は、財政計画の上では、
あるいはその他の法律の上では、政府
は何にもやっていないということにな
りませんか。

○政府委員(小林三三三) まあ今の
教員の問題なども出ましたが、これは
教員の国庫負担は、これはもう実額主
義でございますから、いる者だけにや
る、これは当たり前だと思います、負
担金は、しかしながら、あとの交付税
等による一般財源は、これは普通の基
準でやっておるわけでございます。あ
とは現実にとだけやるか、やっても
のについて国が半分を持つという建前
です。まあこの点はそうせざるを得
ないと思います。やっておらぬのに
負担金だけやるといふのは、これはも
ちろんできっこありません。それから
もう一つは、だから政府といたしまし
ては、国家公務員の給与に準ずるだけ
の財源措置は現実にはやっております
が、しかしながら、個々の団体におい
ては、団体の財政が非常にアンバラ
ンス、失調な所が現にある。そして赤
字を大きくかかえておる。そういう場
合に、その赤字の調整をどうするかとい
うので、いろいろ苦労いたしておるわ
けであります、その場合に一つの場

合は大てい、大ていの場合といつたら
語弊があるかもしれないが、給与が
その赤字の一つの原因になっておると
いうことも、これはあるのございま
す。そして、この現実の給与がペー
スから見るといふと、相当に高い。相
当に高い所はこれはある程度調整して
もらわぬといふか、それからまたこれ
は員数の問題もあるのございまし
て、員数も赤字の団体等から見ても
ゆとりがこれはある。しかし、これは
ほんとうのゆとりがあるかどうかとい
うことは、これは議論があると思ひ
ます。多ければいいという理屈はある
わけでございますが、他の団体でがま
んしておる程度にがまんしてもらつて
もいいじゃないかということもあるわ
けでございます。そういうことで、
給与費につきましても相当の合理化を
現実にかねていふことは、これも私
は、これはいかぬ、けしからぬと言
うわけにもいかぬ、けしからぬと言
うわけに、自治庁は昇給を保証してお
らえて、自治庁は昇給を保証してお
らぬ、いやないかといふふうに言われ
て、ここはそこまですわねといふし
ましてやるのは、やはりそこは少し行
き過ぎてはいやしないかと、こういう
ふうにかねていふのであります。

○加瀬完君 だんだんほんとうのこと
がわかってきました。だいたい保証する
ような話でありましたが、今度はほ
どにがまんをしてももうような御方
式をとっているといふことが今説明さ
れておるわけでありまして。結局問題
は、私は赤字団体が再建計画を作つ
て、それから再建団体としての申し出
をしていふと思う。これに対して自治
庁がどういう態度でこの再建計画とい
うものを査定するといふますか、検分

をしておるかという自治庁の赤字の団
体に対する尺度によりまして、どうい
う方法かということが明瞭になると思
う。これは政務次官にお願いをします
が、申し出ておる再建団体も、大体五
月末日になりますからおおよそ出そろ
うと思ふ。そこでどういふ再建計画を
出したか、その再建計画に対して自治
庁がどういふ変更措置をしたか、この
一覧表を御提出いただきたいと思ふ。
そうすれば、再建計画がきびしいと
か、あるいは再建計画によりまして、
あるいは再建法の適用によりまして、
ほんとうに政府というものが、今言つ
たような基本的な行政の問題に対して
は保証しておつた、真に赤字を消すた
めの便宜をはかつておるのだ、そうい
うことがはつきりいたしますので、こ
の資料をお願いいたします。これを
私も拝見いたしましてからこの問題
をまた御質問いたしたいと思ひます。

○政府委員(小林三三三) ちょっと
今資料のお話でございましたが、再建
団体からの申し入れとか、そういうも
のはもちろんございまして。それから
こつちといたしましては、向うから正
式にきまつたものについて修正などを
したことはなかりと思ひますが、事前
に計画の打ち合せのときに、いろいろ技
術的な助言をやっていることは、これ
はあろうと思ひます。どこかの点を仰
せられますか、これは事実上内面的な問
題でございますから、それはいろいろ
意見も申し上げることは相当あると思
ひます。それを一々差し上げまして
も、県としての、地方としての正式の
意見がきまつて持ってきておつたわけ
ではございませんので、申し上げにく
い。正式のやつは修正した等の事例が

あれば、もちろんはつきりしたものを
申し上げます。

○加瀬完君 これは下打ち合せをして
大体そういうものができ上つて持つて
くるのですから、持つてこられたもの
には、おそろく自治庁の修正というの
はないわけなんです。その顯著な例で
けつこうですから、たとえば徳島県な
ら徳島県、何々市なら何々市という幾
つかの例でけつこうです。新聞紙の伝
うるところによれば、徳島などは持っ
てきたものは、だいたい修正された、こ
う言われておる。修正といふことは、
結局修正以前のことというふうなとい
う指示だろつと思ひますが、その初め
持ってきたものの原案に對しまして、
どういふ点を指導したかといふこと
もけつこうです。それが出まさんと、
再建法に對する自治庁の態度というも
のが明確に私どもにわからない。わか
らないと、この給与の問題なんかで
も、一体これからの伸びというものを
期待できるか、あるいは縮減という線
を打ち出してやっていかなければなら
ないのか、あるいは最低標準を守れる
のか、最低標準を守れないのか、こ
ういふ点もはつきりしませんので、こ
れはぜひお出しいただきたいと思ひ
ます。

○小笠原二三男君 ちょっと速記をと
めて下さい。

○委員(長松岡松平君) 速記をとめ
て。

○委員(長松岡松平君) 速記を起し
て。

○森下政一君 過日の委員会で私は
もっぱら大都市の問題、特市抹消の問
題、さらに今度政府が意図しておる大

都市への十六項目の事務移譲の問題に
ついていろいろ質疑をいたしました。
ところでだんだん事情を探つてみる
と、どれくらい私が質問しても、
自治庁当局として明確な返事ができ
ぬ、特に十六項目についてはどこまで
ほんとうに移譲するのか、原則は全面
移譲だと言われるが、さてふたをあけ
てみたらからっぽであつたといふよう
なことがあつたのでは、特市を抹消し
て、半面に指定市に十六項目を示して
原則として全面移譲だといふうまい言
葉ではかされて、実際は実をつかむこ
とができないで、虚をつかむことがあ
るといふ心配が多分にあると思ふの
で、いろいろ質疑を重ねましたが、だ
んだん事情を調べてみると、自民党の
政策審議会等でも、政調会というか、そ
の行政部会でもの決定をせんことに
は、政府としてもはつきりしたことが
言明しかねるというふうな実情にある
ように思われる。そこで昨日来もいろ
いろ各党側でも参議院における本法の
審議の実況にとりあひ合せて、何とか早
くこの点をきめぬことには、法案の成
立が危ぶまれるといふような懸念もし
ておるやに推測される。そこでおそ
く本日午後にも何とか各党の態度が
きまるんじゃないかと思ふが、そこで
私は重ねてこの問題について論議を
し、質疑を重ねていっても、私の期待
するような返事が得られないと思ひま
すので、私の期待することに對する返
事が政府として各党の動向にとりあひ
合せて明確に打ち出されるというとき
が、きょうの午後にくるんじゃないか
と私は思ふので、そのときには大臣な
りあるいは政務次官なり、あるいは自
治庁の次長なり、責任のある人からちや

や

んと明確に速記に残すことができるように答弁をしていただきたいので、この際特に要望しておきます。同時に委員長にお願いしたいことは、その指定市の問題並びにこれに対する事務移譲のことに関連があると思いますので、この財政的裏打ちというものは一体どうなるかということも知っておきたい。また同時に小笠原、加瀬両君から質疑された問題についても、財政部長に午後は臨席してもらうことが非常に審議がはかどると思いますので、ぜひ委員長から財政部長の出席を要請していただきたい。これをお願いしておきます。

○委員長(松岡平市君) お答えいたします。ただいま森下委員の要請のありました財政部長の出席は、午後必ず行われるように手配いたします。暫時休憩いたします。午後は一時から再開いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後二時十五分開会

○委員長(松岡平市君) 委員会を再開いたします。

地方自治法の一部を改正する法律案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、以上両案について質疑を続行いたします。

○小笠原二三男君 この自治法改正案は、事務の簡素化という一つの目標に向って、いろいろな事務処理上の問題あるいは執行機関なり議会の問題等について相当手を加えられようとしておりますが、この背景にあるものは、地方財政の窮乏という現状にかんがみ、

地方財政再建法等の通過した今日、地方自治の健全化という目標のもとに、いろいろな改正が行われておると言ってもいいと思うのであります。そういう意味で、この自治法改正がどういふふうに地方財政に影響してくるのか、これらの見通しについて、一般的に政府側の所見を伺っておきたいと存じます。

○政府委員(後藤博君) お尋ねの地方自治法の改正に伴う経費の増減の問題でございまして、二つに区分できるといいます。財政計画上の経費の増減と、それから現実の地方自治体の経費の減少と、二つございまして。私も財政計画の立場からいたしますと、従来財政計画に入っておりましたものを落すという計画を財政計画の中でやっておるのであります。その額が四億一千九百九十九万落ちるという数字を出しております。その内訳は、道府県が一億四千四百四十九万、それから市町村が二億七千五百五十一万落ちる、こういう計算をいたしておるのでございます。ところが、現実の地方自治体の財政運営の上で助かりますものはこういう数字ではなくて、もっと大きなものがあると私も考へております。つまり直接財政計画の問題としての数字は、ぎりぎりの最小限度のものをあげております。こういう建前から、今申し上げましたように、ぎりぎりの、従来の計画の中から落ちるであろうものを抜き出したわけでありまして。しかし、現実の財政運営の上で落ちる参りますものは、もっとその何倍かになりはせぬか、それはその自治体の財源として使つたらよろしい、こういう工合に考へておる次第であります。

○小笠原二三男君 財政計画に減少してくるといふ四億一千九百九十九万という金額の内容としては、どういふ点にかつて落ちてるのですか。

○政府委員(後藤博君) 地方議会の関係で大体一億四千三百百万円でありまして、それから非常勤職員の報酬の切りかえ等で二億七千六百百万円、それから府県より五大市への事務委託によつて、これは交付団体と不交付団体との問題でありまして、交付団体の関係で二千万円くらい落ちる、こういうふうなことは私どもは考へておるのであります。逆に不交付団体では二千万円増加する、こういうことになるのであります。これは府県と市町村との入り組みでありまして、結論は、今申し上げましたように、交付団体で二千万円減つて不交付団体でふえる、こういう格好になっております。それぞれ一定の基礎を使ひまして、はじき出すのであります。

○小笠原二三男君 職員の関係の二億七千六百百万円というのは、内容は何かのですか。何で落ちるのですか。

○政府委員(後藤博君) これはもちろん改正法の原案を基礎にしておりますが、各種の委員会非常勤職員というものは、各種の委員会の委員の数、それからその出席回数に応じて日当を払うという建前になっておりますので、その建前を基礎にいたしまして、数字を出したのであります。それぞれの委員会におきまして計算をした数字がそういうことになっております。

○小笠原二三男君 そうしますと、原則としてこういうふうな職員の関係のものが落ちるか落ちないかはわからぬのです。衆議院の修正によれば、条

例その他で、従前通りでもよければ、そうでなくてもいいという建前をとつておりますから、不確定な部分があるわけですね。

○政府委員(後藤博君) 衆議院の修正によりまして不確定なことになりました。これが落ちるかどうかということには明確にはわかりません。原案を基礎にしてはいた数字であります。

○小笠原二三男君 それから地方自治法の改正そのものと直接関連はない形で行われるかも知れませんが、一点伺つておきたいことは、今の地方公務員の整理の問題ですね。このものは、やはり自治法が出、事務の簡素化、あるいはその裏付けとしてこの財政の健全化、こういうことをはかる以上は、やはり一つの方向として出てくる問題ですね、その行政整理という問題は、この点については、自治庁としては、まあ財政担当の立場からして、どういう指導をなさつており、また今後しようとしておるのですか。

○政府委員(後藤博君) 私どもの財政指導の建前といたしまして、今の地方団体の赤字の要因を地方団体の財政からなくするような指導を基本的な考え方といたしております。従つて、その考え方からいたしまして、現在の個々の団体の財政構造を改善いたしまして、そうして赤字の出ないような財政構造に直して行くという建前をとるのではありません。それによつて財政運営の本来の姿に返して行く、こういう考へ方から、再建団体の指導をいたしておるのであります。まあその他の団体の指導もいたしておるのであります。その場合に、財政構造の中で大きく分けますと、歳出の中で問題になります

のは、消費的経費と投資的経費があるのではありません。どちらにウェイトをおいて考へるかということがしよつぱな問題になるわけでありまして。これも団体にによりまして違つております。できるだけ投資的経費を多くして行くという考へ方の方をもち、現在のまあ財政構造の改善をはかるようにいたしておるのであります。そういたしますと、当然に消費的経費を圧縮しなければならぬことになります。その圧縮の程度は、その団体の財政構造によつて違つて参ります。相当過去におきまして消費的経費を圧縮いたしておきます団体におきましては、そう余地もないところもございまして。しかし、従来そういうことを考へないで、投資的経費をあまり歳出の方に載せないで、消費的経費ばかり置いておるようなところ、そういうようなところは、相当強く財政構造の改善、つまり消費的経費を削減して、投資的経費に振りかえるという指導をいたしております。まあ団体によりまして、その程度は非常に異なつております。また、三十年度に赤字が出た団体と、三十年度に赤字を出さなかつた団体と、財政構造自体に赤字要因があるかないか違ひがございしますので、その指導の仕方も変えておるわけでありまして。

○小笠原二三男君 そうすると、基本的に、これも話が違つてくるかも知れませんが、昨年度か、地方公務員の給与あるいは人員等について調査をした。その姿から見て、整理すべき地方公務員、これのあるというところを認められておる点があるでしょう。片方が多くて片方が少いかいというふうな話もあった、都道府県、市町村の関係等か

ら言へば……。そうすると、大綱としてはやはり整理されて行くといえますが、正常な計算に基づく人員の配置というものを極力奨励するという立場は当然起ってくるわけですね。

○政府委員(後藤博君) 私どもの方の財政的な立場からいいますと、たとえば給与費を見ますと、給与費の総額をにらんでいるわけでありまして、給与費は、御承知の通り、人員に単価をかけたものであります。どちらに重点を置くかというところは、その団体の問題でありまして、給与費の量がどうなるかということが問題なのであります。

給与費の量がだんだんふえていくという格好でなくて、むしろスロー・ダウンして行くという格好にもつていくべきではないか。その場合に、人数を減らして単価を上げる格好にするか、人数を多くして単価を落す格好にするか、これは団体の自由である、こういうことをわれわれの財政的な立場からは考えておるわけでありまして、どちらにしてもよい、総額がスロー・ダウンの格好、つまりそう多くならない格好、横ばいないしスロー・ダウンの格好をとっていくなら、どちらでもよいという指導方針をとっているわけであり

ます。

○小笠原二三男君 それから、午前にも小笠原行政部長に伺いましたが、この自治法において、給与すべき諸手当が明文化されております、地方公務員に對して、それで、明文化されたものについて支給することができるとなっております。一方はその明文化されたもの、今後はそれ以外のものは、法定せざるものは支給してはならないという禁止規定があるわけですね。この点

は、従来の実績から見れば、将来やはりその部分で、従来のように法定せざると申しますか、そういう給与というものがあつて得ないから、財政的にはやはり相当助かるというお見通しなんでしょうか。

○政府委員(後藤博君) 助かる場合と助からん場合とあると思うのです。私もよく職員組合の方から質問を受けるのでありますが、一応法定されたもののだけを載せてもらいたい、それを従来法定されてないものがあつた場合に、それを落すかどうかという問題は、その部分を本俸の中に繰り入れるかどうかという問題として考えたらいじやないか、つまりそういう、国家公務員にも出してないような手当をつけておる、つけなければならぬというところは、本俸それ自体の問題ではないか。その本俸それ自体の問題として考えたらいじやないか、そういうふううに私どもは指導いたしております。従いまして、それを、本俸自体を上げるか上げないかというところは、その団体がきめるわけでありまして、私どもはとやかくは言わないわけであり

ます。そういう問題として組合側は主張したらいじやないかというところを、実はききょうも先ほどまでそういう話をしておつたのであります。

○小笠原二三男君 そうすると、必ずしも国家公務員の給与ベースそのものに沿うか沿うまいが、あらゆる給与単価掛ける人員で、給与総額がある程度スロー・ダウンなり現状維持なりでいけばいいのだ、それでプラス・アルファになっていくようなもので、将来法定化されるものは本俸等に繰り入れる、その他でもかまわぬのだ、

こういうことですか。

○政府委員(後藤博君) 個人の、個々の単価はもちろん国家公務員の線に持つていくようにはしていただきたい。しかし、一挙にそこまで持つていくべきことは不可能でありますから、徐々にその方向に持つていく以外に方法はないと思ひます。従つて、昇給の期間をその部分の人たちだけに延長していくとか何とか、そういう格好でもつて漸次国家公務員のベースに近づけていくという方式をとらざるを得ないので

す。これは、大都市なんかは相当期間がかります。その間にストップしつぱなしというのはいけなくて、少し昇給の期間を延したりして、やはり近づけていく方式をとつて参りたい、こういうふうな指導はいたしております。

給与の単価の低い所はそうでありま

す。しかし、それも全体の給与費のワツクの中の問題として考えてもらいたい、給与費のワツクを伸ばしながらそういうことをやるのではなくて、そのワツクの中の問題として考えてもらいたい、こういうことであります。

○小笠原二三男君 ワツクの中で、しかも将来国家公務員の給与ベースに沿うように、高い給与はだんだんまあ操作して、しかも全然ストップしていかない。昇給期間を延長して、なおかつスロー・ダウンでそこまでいくんだ、話としては非常にうまいのですが、そういうことはなかなか実際上は困難なことではないかと思うのですが。

○政府委員(後藤博君) その場合に、昇給財源を一体どうするかという問題があります。これは新陳代謝によつて

出してもらいたい。新陳代謝で十分出せない場合には、その新陳代謝で、たとえば四〇%あるうち二〇%を新陳代謝で出して、あとの二〇%が出したければ、税の増収になった場合、増収分を使つていく、こういうふうな考え方ではないのか。大体最近の傾向としては、そういうものが多くなつております。二〇%ないし二・五%ぐらいを新陳代謝で捻出するという計画で、それ以上のものは、税の増収があつた場合は出して、こういう立て方のものが多くなつております。われわれの説明をしますときには、大体何%ぐらい昇給財源として新陳代謝が出てくるという説明が大体の面でありまして、しかし、それは不確定なものであります。ある程度小さい団体に特定するといふことになりま

す。そのので、団体自体の説明の場合には、それを落して説明をしつたりしまして、そこでいろいろ組合との間に問題を起したりするような所もあるようでありまして。しかし、計画としてはござい

ます。

○小笠原二三男君 それで、この前俸年制を含む地方公務員法の一部改正で、五才なら五十五才というところで切れば、それ以上の年令のものが、今地方公務員たるものはこれこれだという資料は出していただいたんですが、しかし金額的に、五十五才なら五十五の線にないば、都道府県というものが何%ぐらゐで、新陳代謝による余裕分というものが現状で出てくるかということ

は聞かないで。財政部長の方ではある程度の調べはあると思うのですが、部分については、まあ人員は減らさない、そして四万トン級以上です

か、高いところは停年でおやめにな

る。新しいので補充される、そういう新陳代謝でどれくらい、今までのたつた部分が新陳代謝されることで金が浮くといふふう

に計算しておるのか、率直なところ。

○政府委員(後藤博君) 従来から財政計画の上では、一般職員については千分の十五、それから教員については千分の二十五だけ落ちるという建前をとつて財政計画、給与費を出しておるわけでありまして、それが停年制ができませんことによつて、よりスムーズに行われるようになる、こういう建前で、財源的に停年制で幾ら出てくるかといふことは、幾らどの団体がやるかといふことは不明確でござい

ます。従つて、新陳代謝の従来の計画がスムーズに行われるだろう、こういうことになるのでありまして、計画上の数字としては織り込んでおりません。

○加瀬元君 関連で、今財政部長のお話で、結局地方公務員の給与に對してどういふような臨み方をするかという点はわかりましたが、それでやつて参りまして、結局昇給の延伸というものはあるけれども、ストップというものは避けていく、そのためには新陳代謝と税の増収でそれをまかなうという形をとつていく、こういうことですね。ところが新陳代謝は、まあ市町村の地方公務員は、新陳代謝によつてそういう方法がある程度と

命制度というものを適用しないと、このバランスがなっていないかというところになりはしないか、この点が一つ。それから税の増収分がまかなっていかないと、再建団体にしてみても、再建団体の増収分が、一応事業量を相当圧縮してかからなければならぬから、前提として、そうすると、新規事業というものはなかなかできません。どうしてもやむを得ない新規事業というものは、増収分というものを充ててやると、参らなければならぬから、これは給与の方に増収分が回るといふことは、なかなか現在よりも再建団体に、なかなかに増収分が回るといふことは、事情が困難ということになると思う、率直に言くと、税の増収を今までのように給与に回していくというものはほとんど不可能で、給与費が足りないならば、それで、今おっしゃられるように、ストップをそう永久にはできない、ある程度増高しなければならぬというところにしなければならぬという方法で、現在の給与の幅を伸ばさないと、給与を伸ばさないと、その中でやっていくという方法をとりざるを得ない。税の増収分は、どうしても新しい、どうしてもやむを得ないところの事業分というものに回さざるを得ないだろう。そうなる参りますと、結局増収分によって延伸をある程度カバーしていくということ、私は再建団体にしてみれば、特に不可能だと思ふのです。これは、こういうふうな解釈をするのも私は常識だと思ふますが、いかがでございますか。

○政府委員(後藤博君) おっしゃいます新陳代謝の問題であります、教員の場合は、これはちょっと他の職員とはもちろん違っております。従って、停年制をたとえしましても、停年制がすぐ、たとえば五十五才という年齢でもって停年制を置く団体というものは、府県の場合はそう多くの団体はないのではないかと、これは大府県くらいではないですか。小さい府県の年齢構成を見てみても、そう大きな効果は出てこないものであります。従って、他の方法をやはりあわせて考えざるを得ないというように考えております、新陳代謝の方法として、それからもう一つは、再建計画を立てます場合の歳入を、一体どの程度見るといふ問題なんであり、三十一年度は財政計画がございまして、大体所得の伸びというものが税の方で、大体よく現われております。従って、三十一年度はわかるのであります、三十二年度以降の税の増収分はわからぬのであります。この現われ方、つまり国の所得がどういふふうな伸びていくかと、その大まかな計算はございまして、その大まかな計算は、個々の団体に、場合の税の増収というものが見分けがつきません。従って、三十一年度の横ばいということに大体原則としております。そうすると、この税の見方そのものが、現実なものしかとてありまじいので、私どもといたしましては、大なり小なりの自然増収というものは期待できるのじゃないか、こう思っております、出方が問題であります。出ることは出るのじゃないか、私はかように思っております。ただ団体によって、多くの自然増収を期待し得ない団体と、そうでないに、多く期待し得る団体とがある、そういう所では、税の増収分を昇給の方に振り足していくことはむずかしい場合も私はあり得ると思ひます。で、そういう団体はどういう団体かと申しますと、人口大体五万以下の市町村で、工場も何もないような団体がございまして、そういう団体では、やはりある程度の昇給財源というものを、はつきり組んでおかないと、今おっしゃいますような結果になることをおそれております。従って、そういう団体で、新陳代謝だけでやるといふ計画は、ちよつと無理ではないか、こういうふうなことは、私どもは考えた次第であります。

○加瀬寛君 府県に限って伺ひをいたしますが、再建団体として出資をいたしました府県によりまして、一応税の増収分が見込まれても、これは今までの赤字の返済分も見込まなければならぬから、それから相当再建計画そのものが節減といふものを強調されておりますので、事業費の相当節減といふものを初めから基本に出発をしなければならぬ。で、それは、住民の側からすれば、相当に無理があるわけですから、むしろ増収分といふ要求である事業に幾らかでも振り向けろといふことがやはり先に主張されろ。また、先決条件というふうな形にならざるを得ないと思う。そういたしますと、どうしても税の増収分というものを、給与のバランスを合せていくといふことは、再建団体においてはほとんど不可能ではないか。なお、その新陳代謝における停年制じやない他の方法といふと、やはりこれは新陳代謝による他の方法といふと、待命制といふことがどうしても強く打ち出されてくると思う。で、地方公務員の一部改正法の待命制度について見ますと、これは予算からはみ出したものが一応待命の対象にもなり得るわけでありまして、この法文というものは当然適用されてきて、再建団体というものは計画がうまく合っていくという場面も生じてくるわけですね。そういたしますと、小笠原委員の御質問をいたしました給与の問題というのは、その明らかな見通しというものは持てないのじゃないか、再建法の示すような相当きびしいしわといふものをかぶっていかねばならぬといふのじゃないかというふうな一般的には考えられる。再建団体についての給与の将来の伸びというもののについて、どのように考えられておられますか。

○政府委員(後藤博君) 第一点の問題であります、これは私は、各地方団体が再建計画を立てます場合の基本方針の問題ではないかと思ひます。基本方針の中に、昇給を何でやるかといふことは、つきり書いてある団体がたくさんございまして、それは、昇給は新陳代謝及び税の増収を財源としてやるということとを明確に書いておけば、私は問題が片付くのではないかと、かように考えます。それを何も書かないでおりますと、おっしゃるようなこともあり得ると思ひます。

それから第二の問題であります、これは、私どももいたしましては、給与費がどういふふうになるかといふことは、同時に投資的経費をどう持つていくかといふ問題とからんでおるのであります。地方団体は、だれもがやはり事業を多くしていきたいという気持を強く持つております。従って、そういう方向においてこの再建計画を建てると思ひます、どうしても給与費を横ばいしないスロー・ダウンにせざるを得ないといふことになるのであります。そうすることによって、それが個々の職員にどう響いていくかといふ問題になって参ります、漸次欠員補充が何かの格好で、人間の数を落して、単価を上げていく格好にすれば、個人の問題が片づいていくのじゃないかといふことになりまして、それを計画の上にはつきり出さなければならぬこととあります。はつきりその欠員補充にしようといふことを出しておる団体と、出してない団体とあります。私どもはどちらでもよいと思ひておきます。もちろん出れば、欠員ができて、それを少し補充を延ばしてやるとか、不補充に立てていくとかいふようなことは、それぞれの団体で考えて、個々の人たちの昇給を十分にしてい、ペースを上げていくといふことを、それは考えたらいいのでありまして、財政的に申しますれば、そのワクの中の問題ではないか、かように私どもは考えておるのであります。

○委員(松岡平市君) 委員の異動がありましたから、御報告申し上げておきます。現後藤文夫君は辞任せられ新たに石黒忠篤君が委員に任命されました。

たように、横ばいなしスロー・ダウン
といったような形で押えていくか、こ
れを基本線にしていくか、それとも再
建団体としては、非常に給与費の伸び
がはなだしいという所を、ワタその
ものを縮めていくと、縮減させていく
という方法をおとりにするか、この
点はいかがですか。

○政府委員(後藤博君) 給与費の縮減
をきめず場合に、やはり一人の職員
当りの人口はどのくらいになってお
るかというところを見ます。もう一つは、
単価を見ます。その場合に、大体人口
類似の団体の平均の数値を用いてお
ります。その数値よりも多いか少ない
か、少なければ、その人数の問題はそ
のまま現状を容認するわけでありま
す。従来整理を重ねて参りまして、人
数が、たとえば同じ団体で、人口二百
五十人に一人の職員の割になってお
るというところで、その団体が二百
五十人以上の場合、別に職員の数に
は触れません。

○委員長退席、理事伊能芳雄君着
席
それから団体の給与費がどうな
るか、単価がどうなっているかとい
うこと、非常に高い場合は、もちろ
んこれを漸次落していくということに
なりますが、そうでない団体、まあ市
村の場合は、大体国家公務員の方が
高いのであります。従って従来の単
価を一応基礎に使って、それを組み
合わせたものをもって市町村の額を
落していく。その上に立って将来、
本年は幾ら新陳代謝をするか、整理
を何人するかという数字を出して、
そして横ばいなしスロー・ダウンの
方式をとっているのか。

○加瀬完君 そうすると、類似団体と
比較をいたしまして、一応一定の標準
線であると言われる団体に対しては、
横ばいなしスロー・ダウンというも
のを認めていくと、しかし、類似団
体と比べて非常に拡大されておるとい
う団体に対しては、その拡大をも押
えていくと、こう解釈してよろしいの
ですか。

○政府委員(後藤博君) 普通のどの団
体も、やはり同じ建前でいってござ
います。非常に給与費が多くなつて
おる団体は、給与費を落す計画をして、
落したものの横ばい、そういうこと
になるわけでありま。

○加瀬完君 落すことも考える……
○政府委員(後藤博君) 落すことも考
えます。

○加瀬完君 自治庁の態度はわかりま
した。地方団体が再建計画を立てる
ときにはどうして給与費というもの
にしろを寄せて計画しなければなら
なくなってくるか、特に関係など
と円満な妥協をはかるためには、い
ろいろうの要求する事業費という
ものを極度に落してゆくわけには
参りませんから、あまり文句があつ
ても、一応議会勢力からいへば、納
得のつくところの給与費というもの
に傾いてくるからあると思う。そう
いう再建計画の結果、今自治庁で考
えられているような額よりも、類似
団体と比較してみれば、それよりも
はるかに低いところに給与費という
ものを出したような再建計画をおし
ては、その給与費というものは、あ
まり過酷であるという点で、是正す
るようには御指導なさいますか。

○政府委員(後藤博君) 非常に低い給
与費を盛っておる場合には、もちろ
ん一挙に引き上げるというわけに参
りませんでしようが、それは給与費の
問題として考えてゆくべきではない
かというように考えておられますが、
現実の問題としては、団体が持つて
きたものが、もう少し給与費を引き
上げて、給与費を増加するという計
画を持つてくる所はあまりございま
せん。昇給でどんどんふえてゆく計
画はありま。基本給をふやしてゆく
という計画はそう今ところ私ども
見当らないようでございます。

○加瀬完君 私の質問するのはそう
ではなくて、結局自治庁が考えてい
るよりも、もっと極端に給与費をつ
めて、それが再建計画として持つて
くる団体があったとしたら、それは
結局標準から比べてあまりにも低
すぎるというところ、是正をした方
がよいという御態度で自治庁はお
臨みになるのか、こういうことです。

○政府委員(後藤博君) 先ほど申し
ましたように、私どもの押え方とい
うのは、給与費の総額を押えてゆく
のであります。従って個人の……

○加瀬完君 総額の場合です。
○政府委員(早川君) 総額を押えて
参りまして、少数精鋭主義でゆくと
いう建前で持つてきた以上は、相当
の関係を、地域の関係、人の関係
なんかよくわかりませんから、われ
われとしては、自治団体の持つてき
たままのままであるべきではないの
ではないか、かように考えてござい
ます。個々の単価を落すような計画
を持つてくると、それはいけない
というところ、言えますけれども、
そうでないものは、給与の総額で
大体判断しておりま。給与の総額
で大体判断しておりま。給与の総
額で大体判断しておりま。給与の
総額で大体判断しておりま。給与
の総額で大体判断しておりま。給
与の総額で大体判断しておりま。

○政府委員(後藤博君) おっしゃる
ようなケースに私も今ぶつかつて
おるんですが、もしもそういうよう
なことがあるとすれば、私も十分注
意をいたしたいと考えております。

○中田吉雄君 後藤部長がおいでに
なつていますが、再建団体以外の自
主団体並びに赤字団体、そういう
ものに対する取扱いはどうですか、
指導方針といひますか、それにつ
いて少しお伺いしたい。

○政府委員(後藤博君) 再建団体
にありませんで、自主的に再建計
画を立てます団体と、それからもう
一つ、そういう計画も立てない団
体とあるのですね。自主的に再建計
画を立てる団体は、普通の再建団
体とどう差別しないつもりでござ
います。ただ赤字の出っぱなしで
あります団体は、この償還が、将来
の償還が危ないという意識で、従
来もやはり起債の認可等の場合に
は、是正しております。

○中田吉雄君 それについていろいろ
指導方針といひますか、取扱ひの
方針で出されておるような詳細な
何か通牒がありますか。それから政
令ですね、これについて一つ国会
にも出して、えぬでしようか、再
建措置法の施行細則……

○政府委員(後藤博君) 自主再建
の団体といふのはどういふものを
いふのかという点でございまして、
これはまだ出しておりませんが、大
体こういうものだとおもうことを
あらわにしておきます。これはた
とえば五年以内、普通三年とか五
年以内、普通三年とか五年以内
の計画を立てて、そしてその各年
度ごとに赤字を消すという計画を
立てておるものに、それを予算の
上に出しておる団体……

体でなければ自主再建団体とはいわないと、そういうことをしていないものはただ赤字団体だと、こういうふうには赤字団体との区別をするところの通達を出したいと思っております。その通達以前に、一応手紙の形で出して、こういうものを自主再建団体というのだというふうな指導はいたしてあります。

○中田吉雄君 市町村に対するこの自主再建団体の自治の指導といいますが、どういふことをどういふふうにしてやっておりますか。

○政府委員(後藤博君) 市町村の事務を、市町村の再建の指導の事務をどの程度落すか、またはつきりきめておりませんが、問題は、今各市町村で作ります計画を府県の地方課でまとめて、私どもも持っております。ところが大きな市は、大体まあ全部直接私どもも持っております。で、できましてものをどの程度まで県にまかせたかといふことは、まだはつきりした線はきめておりませんが、大きな団体は、市は大体まあ直接私どもは指導していききたいと、かように考えております。

○中田吉雄君 大きな市といいますが……

○政府委員(後藤博君) まあ人口段階で大体十万人以上の市とか、二十万以上の市になりますと、やはり計画自体を自治庁が直接指導していく格好をとっていききたいというふうに考えております。

○中田吉雄君 それから自主再建団体以外の赤字団体ですね、それはまあ起債の許可を通じて、実際再建指導をやるといふ方式をとっておるのですか。

それは結局そうなるわけですか。起債の許可を通じて、再建団体、自主再建団体、それ以外の赤字団体ですね。それは結局起債の許可を通じて再建指導のような形に間接的になるのですか、どうなのですか。

○政府委員(後藤博君) 起債の許可を通じてということよりも、起債の償還、起債いたしましたものの償還が財源があるかないかわからないという意味で、起債を抑えることになりまして、はつきり今度は起債を赤字団体に押えるというのには、これは二十三条の政令を出さなければなりませんので、その政令があるまでは、この起債そのものを押えていくことはできない格好になっております。従来からやっておりますのはそうでなく、償還財源が確定であるという意味で赤字団体を押えております。従って赤字の程度によればそういうことがいえますが、小さい赤字でありますればそれほどのことはない、別に差別をつけておりません。これから二十三条の政令の発動までにその差別はつけられないのじゃないか、かように考えております。

○中田吉雄君 十万人以下の市町村のこの自主再建団体ですね、知事の何か確認を得るとかいうようなあれば、法的根拠はどこですか。

○政府委員(後藤博君) 別に法的権限はございませぬ。確認という言葉はいろいろ議論されて、これは私の実は書面なのであります、それを基礎にしていろいろいってありますので、この辺は、はつきり今度は通達でもっと明確にしておきたいと思っております。私の書面には、小さい市町村に

は、それぞれ東京まで出てくるのは大へんだから、府県の地方課でもって確認して、自主再建団体であることをはっきりさしてもらいたいという言葉をあつたのであります。確認という言葉がいろいろ議論をしておるようでありまして、そういう強い意味ではないのであります。ちゃんと地方課の方に通じておけという意味なのであります。

○中田吉雄君 それでは一々中央に出て御連絡したりするのが煩瑣でもあるという意味ですか。それから近くでさるといわれる指導方針ですか、取扱の方針ですか、できまして、至急に委員会にお願いしたい。

○松澤兼人君 今回衆議院の修正で、新炭手当というものが手当の項目に追加されることになったのです。これは、支給の範囲あるいは支給の率等につきまして、どういうことになっておりますか。

○政府委員(小林興三君) 薪炭手当は、これは国家公務員につきまして、支給の範囲は総理大臣が区域をきめることになっております。それに準じて、地方公務員の区域も当然にきめなければならぬ、こういうふうな考えでおります。全然国家公務員と同じ範囲、基準できめたいと、こう考えております。

○松澤兼人君 これは、結局総理大臣がその支給の区域、それから支給の率等を決定するわけですね。つまり人事院の勧告によって国家公務員の場合は決定される。そして地方公務員の場合も、その人事院の勧告によって法律化された薪炭手当の率あるいは支給の区域というものが決定される、こういうわけですか。

○政府委員(小林興三君) 今、松澤委員のおっしゃいました通り、人事院の勧告を尊重することになっておりますから、そういうものが基礎になって総理大臣が指定する、その通り地方公務員も扱う、こういうことに御了承願っておきたいと思っております。

○松澤兼人君 そうすると、これは特別に薪炭手当に関する法律というように形にならずに、指定地域、それから率等は政令できめるということになるわけですか。

○政府委員(小林興三君) 施行の時期は政令でございまして、それで範囲は総理大臣の指定ですから、告示か総理府令になるか、そういう形ではあるだろうと思っております。

○松澤兼人君 もし自治法の改正法律案、つまり修正案を伴うこれがもし成立しなかった場合にはどうなんでしょうか。

○政府委員(小林興三君) これは、自治法の改正法案が不幸にして成立しなければ、これは全然建前は自由ということになるだろうと思っております。

○松澤兼人君 これは、支給できないという解釈になるのじゃないですか。

○政府委員(小林興三君) 支給できないとまでは言えぬだろうと思っております。給与ですから、従来条例で何でもやろうと思えばやり得る建前にはなりませんから、全然やれないということにはならぬと思いますが、国家公務員に準じてきちんとやる建前をとるためには、ぜひ自治法の改正案も成立願いたいと存じております。

○松澤兼人君 手当は、列挙してあります手当以外の手当を支給することができないということになるのじゃないですか。つまりこの列挙してあります手当の中に薪炭手当というものを加える。これが加えられない場合には、薪炭手当というものを出すことはできない、こういうふうな解釈するのじゃないですか。

○政府委員(小林興三君) つまり今度の自治法の建前は、そういうふうな手当の種類を法定いたしますから、そこに当然薪炭手当も加えなければ動きがつかせません。しかし、今のお話は、地方自治法の改正案自体が全然不成立という前提の御質問だったろうと思っておりますが、そうしますと、つまり現在の自治法のままでは、手当について全然規定がございせんから、自主的にやろうと思えばやれるわけでございます。今度の改正によって、国家公務員の建前をとりますから、向うが出た以上はこっちもやる建前はつきりさせた方が、こちらとしても財政措置その他もきちんととして、きちんと同じ範囲、方法でやること、これははつきり根拠づけられる、こういうことにはなるだろうと思っております。

○松澤兼人君 そうすると、仮定ですけれども、この自治法の改正法律案、修正案を含んだものが成立しなければ、地方公務員法の給与は、国家公務員の給与等を考慮して定められなければならないというこの規定が生きておる。もし国家公務員にそういう薪炭手当のようなものが出るようであれば、地方公務員としても出る可能性という、出したいという、こういうことになりませんか。

○政府委員(小林興三君) つまり今度の自治法の建前は、そういうふうな手当の種類を法定いたしますから、そこに当然薪炭手当も加えなければ動きがつかせません。しかし、今のお話は、地方自治法の改正案自体が全然不成立という前提の御質問だったろうと思っておりますが、そうしますと、つまり現在の自治法のままでは、手当について全然規定がございせんから、自主的にやろうと思えばやれるわけでございます。今度の改正によって、国家公務員の建前をとりますから、向うが出た以上はこっちもやる建前はつきりさせた方が、こちらとしても財政措置その他もきちんととして、きちんと同じ範囲、方法でやること、これははつきり根拠づけられる、こういうことにはなるだろうと思っております。

○政府委員(小林與三次君) 今おっしゃいました通りになります。

○松澤兼人君 こういう規定だけであると、財政計画として果して薪炭手当というものが計算されるかどうかという問題ですね。これだけではおそれる根拠にならないから、財政計画に乗り込むのではないかとありますが、これはどうですか。

○政府委員(小林與三次君) だから、国の公務員の方も施行期日を政令にゆだねましたのは、結局現在の予算ではそういう経費を見ないからでございまして、当然施行する場合には、国家公務員につきましても予算措置を講ぜざるを得ない。その場合には、地方公務員につきましても、当然それに似かよった措置をあわせて講ずべきものと考えております。

○松澤兼人君 私、今質問しましたのは不成立の場合です。不成立の場合は、根拠的な法律というものがなくなる。薪炭手当というものは、そういう名目で出さないことになるのです。しかし、国家公務員の方は法律が通りましたから、いずれまたそのうちに予算的な措置も講ぜられるでしょう。そういう場合に、地方公務員としては準ずるというが、あるいは国家公務員で薪炭手当というものが支給されていれば、地方公務員も薪炭手当を支給するということは考慮されなきゃならない。しかし、そういうことだけでは財政計画としては乗りにくいんじゃないかと、こういうことを心配するのです。どうなんですか。

○政府委員(小林與三次君) その通りでございまして、自治法の今度の修正を含んだ改正法を通していただくという

うと、乗せるべきものはきちんと乗せると、そういうことがきわめてやりやすいことは当然の次第であります。

○松澤兼人君 その逆な場合は……、
○政府委員(小林與三次君) 逆な場合は、それだからやりにくくなります。しかし、できるだけのことば、われわれとしても努力はいたします。

○松澤兼人君 後藤財政部長。
○政府委員(後藤博君) 小林君の言いました通りでありまして、けちをつけられる種ができるのじゃないか。一応われわれは要求するつもりでおります。そういう不成立の場合でも要求いたしましたけれども、向うとしては一応のけちはつけるのじゃないかと考えております。

○松澤兼人君 衆議院におけるこの審議の過程において、大蔵大臣あるいはその他、まあ財政当局といいますが、あるいは国の予算当局者というものは、この問題について何か説明があったのですか。

○政府委員(小林與三次君) あれは、もともと国家公務員につく薪炭手当につきまして、政府の意見を聞かれたときには、政府はたしか反対をしておたはずでございまして、それがまあ院議として通ったわけでございまして、それで自治法の修正のときには、特別に衆議院の方で大蔵当局の御意見を聴取されることはありませんでした。しかし、われわれがいたしましては、当然にこの規定が入れば、施行は政令にゆだねられてありますから、その際にはもう相平等な扱いをする前提で、自治庁長官もその趣旨に従って善処するということを約束されたわけでござい

○松澤兼人君 自治庁長官は、もし薪炭手当というものが、まあ修正で受けられども、修正を含んだ自治法が成立した場合には必ず予算を獲得するというか、予算に計上するといふか、そういう言明をなさったわけですか。

○政府委員(小林與三次君) そういう趣旨の答弁を衆議院の委員会でもなさっております。

○松澤兼人君 その点了解いたしました。で、次に、昨年度の〇・二五の増加分ですけれども、これはもう年度は変わっておりますから、どの程度実施されたかということについては書類ができていないのじゃないかと思うのです。その実情をお知らせ願いたいと思

○政府委員(小林與三次君) ちょっと今、ここに資料ございせんが、ほとんど全部実施したのじゃないかと思

○松澤兼人君 そうしますと、きょうでなければ、その書類ですね、全部〇・二五というものの増加支給をしたのか、あるいはしないのか。それからしたとすれば、その財源はどういうふうにして手当をしたのかという、その内容ははっきりわかりますか。

○政府委員(小林與三次君) 調べればわかるはずでございまして。

○松澤兼人君 まあ私がいたたいておりますのは、全国市長会の今年の二月五日現在のものではあります。結局これによりまして、〇・二五支給した市は三百十三、それから〇・二五より低くした市が四市、それから支給しなかつた市が二十六市、〇・二五より多く支給

した市が一つある。こういうことになっております。これは年度の途中でありますから、三月三十一日、年度末においてこれよりも多く支給されたと思

○政府委員(小林與三次君) 今、松澤先生がおっしゃいました財源の関係でありますが、これは、本国会の当初に、国の予算の補正に伴って、財政計画の補正をいたしました。交付税を二十億も

○松澤兼人君 市だけでもいいです。○政府委員(小林與三次君) その点を御了承願いたいと思

ことになっております。

○松澤兼人君 それじゃちょっと先ほど、後藤財政部長がおっしゃってられたこの自治法の改正によりまして、財政上の変更といふか、あるいは改訂といふか、そういうものが二通りあって、一つは、財政計画上その中に入っていたものを落とすという考え

○藤下政一君 関連して……後藤さんがお答になるときに、ちょっと関連して答えてほしいんです。今度の国会に提出された自治法の改正は、昨年取り上げられた地方財政の赤字解消、これを多分に重要視されて、赤字の解消に役立つことに重点を置いた私は自治法の改正になっていると思うのです。

ここに三回目だといふけれども、かなり今度の改正は、そこに重点が置かれてい

一貫した筋金の通った信念というものを

ば市側の陳情に耳を傾け、どっちの陳情の、どちらにウエートを置くかという事は、そのときの陳情者の勢力関係、陳情者がいかに自民党の幹部にうまく取り入るかということによって政府が左右されてしまっている。現に衆議院の修正なんか、この間鈴木代議士が来て、修正の要旨を説明したが、質問してみると、たとえば日割り計算であるのを、場合によつたら、月の計算、年の計算で支結してもいい、それは条例で定めたいというふうなことは変更されておるが、だんだん突き詰めてみて、どんな場合を予想しておるか聞いてみると、われわれの手元に盛んに陳情が来ておりますが、その陳情に耳を傾けて、結局陳情者の言を取り入れておるといふふうに思える。そこで日割り計算は不当だという陳情なんだが、そういうふうになつてきて後退して、条例でそれをきめるということになる、一つがなれば全部が私はそうなると思ふ。せつかく政府が、日割り計算で多少とも財政のゆとりを地方団体に生れるようにしようと思つたことは固辭に帰すると私は思ふ。そこで今ちょうど松澤さんから質問が出たが、財政計画に、かねてからあなたはちゃんと計算に入れておられるのだ、たとえば委員会の数を制限するために日割り計算ができると思つたか、あるいは日割り計算をすることによつて、どれだけ委員に対する報酬の面でゆとりができると思つておつたというふうな、今度の自治法の改正で財政的に地方にゆとりができると思つておつたのを、項目別にどれだけになったというふうに明示してもらいたいと思ふ。それはできると思ふのだが。

○政府委員(小林三三三) ちょっと私より申し上げます。今度の改正に伴う経費の削減に関する調べとていうのは、たしか資料をお配りしてあると思いますが、これには地方議会の簡素化と非常勤議員のこの報酬制度の切りかえに伴うもの、この二つだけ財政計画の上でこれは見ているのでございませう。地方議会の簡素化に伴うものが今年度では一億四千三百萬、非常勤議員の報酬制度の切りかえが二億七千六百萬、合計四億一千九百萬、それで、その数字の考え方は、これは大体従来の財政計画で見ておつた数字を基礎にしておりますが、要するに、議会の簡素化は常任委員会の数が今度制限されたので、その常任委員会の数の制限を現行の常任委員会の数から見て減つた数字を基礎にして、そうしてそれぞれ数字を出しまして、都道府県並に市町村ごとに出しまして、それからその委員会の大体平均構成人員が出ておりまして、それに対する一人平均費用弁償というものを加算したのでございませう。これは費用弁償の額は、都道府県並に市、市でも大きな都市と中都市と町村では違ひますので、それぞれ分けてまして数字を加算いたしました結果、今年度は二億四千五百萬、三十一年度は一億四千二百萬、こういう数字を出したのでございませう。それからこの非常勤議員の報酬を日割り計算にした場合にも、それぞれ各委員会の選挙管理委員会、公安委員会、教育委員会、その他各委員会別に人員数を出しまして、その人員数につき、大体一カ月の間における出席回数、従来の実情を勘案して数字を出して、それに対

する日当を出しまして、これをまあ加算した数字がさつきの数字でございませう。そういうものを全部積み上げた結果一応出したわけでございませう。それは今財政計画上、現に立てた数字だけでございまして、今度の自治法の改正によれば、もちろんこれだけの経費にとどまらず、自治体の行財政全体の運営があらゆる面、あらゆる面というところ、語弊があるかもしれませんが、各方面において合理化されますと、そういう面の経費は相当な額に上るだらうと思つておりますが、これはもうそれぞれ自治体の自主的な財源として考えていただくべき問題であると考えておりますので、計画の上においてこれは見込んでいないのでございませう。一番いゝば最小限度ぎりぎりの数字を見込むような考え方をとつておるわけでございませう。それでございませうから、もっと率直に申し上げます、都道府県の局部の数の改正に伴う場合、多少の減は当然生ずるのでございませうけれども、これも実際実施が遅れるせいもあるだらうしというので見込んでおりませう。それで割に金額が少い数字になつておるわけでございませう。

○松澤兼人君 とうとういしますと、非常勤議員の日割り計算ということが、實際上衆議院の修正で現状通りということになれば、二億七千六百萬という数字は大体予定できない、あるいはどの程度期待できますか。

○政府委員(小林三三三) これはこの衆議院の修正も当然に現状通りというわけじゃございませんで、条例で特別の規定を定めることができるということでございますので、私はおそらく府県市町村によつて事情が違ひまし

て、まあ府県とか、大きな市については、こういうことも相当考えられるかもしれません。それからまた委員会でも、この行政委員会が仕事に忙しい部分については考えられるだらうと思ひますが、それ以外の土地収用委員会とか、海区漁業調整委員会とか、いろいろ委員会も多うございませうし、労働委員会なども必ずしもそういうふうにするかやうなかわかりませうし、それから今の数字も府県分としては五千八百萬円でございまして、市町村が二億一千七百萬という数字でございませう。それは府県はまずまずあの規定があれば、条例の特例を設ける公算が非常に多いと思ひますが、市町村の小さな教育委員会なり、農業委員会なり等の委員会になりますと、果してそういうふうにするか、あるいは原則を相当置く部面も多いのじゃないか、こういうふうな考えられるわけでございませう。しかし財政計画の計算には事実上多少の残が出てくることは当然予測されると思ひますが、金額がどれくらいになるかはつきりしたことがわかりませう。これはまあ実情を見て、来年度財政計画において調整すべきものは調整してもらわなくちゃならない、こういうふうな考へております。

○松澤兼人君 もし二億七千六百萬円というものが、ああいうふうな期待できないというのなら、また財政計画を變更なすることが考えられませうか。

○政府委員(小林三三三) これは今年度の自治法の施行時期との関連でありまして、年度内において、金額はそれほどありませんから、本年度の財政計画をどうこうするということにな

るかならぬか、実情を見ぬとわかりませんが、実際の結果、かりに少しも減らぬということになれば、来年度の計画の場合に当然に考慮してもらわなくちゃいけません、そういうふうな考へております。

○松澤兼人君 そこにさつき、交付団体と不交付団体に分けて、委員の關係から、いわばプラスマイナス幾らという話を聞いたのですが、これをもう少し詳細に説明していただかせんか。

○政府委員(後藤博君) 府県から五大都市への事務委託に伴う経費の移動の調べであります。これは本年度と本年度との二つあります。それで本年度は、非常に額が少いのは一カ月分ぐらゐしかみていないのであります。それで總額は七億三千五百萬円ぐらゐの計算をしております。平年度の計算は七億三千五百萬でございませう。経費の移動額は、それで三十一年度は一カ月分しかみません。つまり委員がずつと延び、延びて行くとも三月までかかるのじゃないか。こういうことでまあ委員は遅れると、こういうふうな見方をしておるのであります。それで六千二百萬円しかあけておりませう。それでこれは府県の交付団体と不交付団体との關係で違つてくるのであります。府県は交付団体分で二千萬円の減になります。それから不交付団体で四千二百萬円の減になります。交付団体というのは府県の場合は大体京都府と神奈川、兵庫、愛知、それ以外に大阪を不交付団体と見ております。四千二百萬円減になります。それから市町村の方はみな不交付団体になります。そので、六千二百萬円の増になります。その差引、交付団体と不交付団体の差引

をいたしますと、交付団体で二十万円の減になり、不交付団体で二十万円の増になる、こういうことになるのであります。

○松澤兼人君 この質疑は、後藤君、出してらっしゃるのですか、さつき小林君の説明されたやつは……

○政府委員(小林三三三君) 総括資料を差し上げておきましたが、交付団体、不交付団体の別はあるいは出ておらんかもしれません。

○松澤兼人君 主たる都市に対する事務の委託関係が明細にわかる書類があるわけですか。

○政府委員(小林三三三君) これは財政計画を作りましたときに、一応数字の基礎は考へておりましたけれども、事務委託の範囲で政令に譲つてあるものであります。一〇〇%は現在計算されておりました。事務委託の範囲によりまして、この数字にはもう少し異同が生ずるだらうと考へております。

○松澤兼人君 それはいわゆる自民党と今交渉中の委託の十六項目の府県保留分とか、あるいは委託分とかいうその割振りにはつきりわからなければ、財政計画上の計算はできない、こういうことですか。

○政府委員(小林三三三君) その通りでございます。一応この数字は財政計画を作成する場合に計算した数字でございますが、おそらくは実際の事務の委託がその場合よりもっと広範になるだらうと思ひます。そうすれば、もう少し正確な事務の委託の実態に即して計算し直す必要が出てくるだらうと思ひます。しかしいざにいたしましても、本年度はほとんど余日がございますので、実施は来年度になりま

しょうから、来年度の財政計画で正確な数字で計算したい、こういうふうにして思つております。

○松澤兼人君 そうしますと、委託のいわゆる十六項目の関係の保留と、それから委託という関係が明らかになりまして、財政上の点も同時に説明していただけますか。

○政府委員(小林三三三君) 今直ちにその財政上の数字まではちよつと出にくいと思ひます。これとえらい相違はないと思ひますけれども、もう少し金額はふえるだらうことだけは確実でございます。

○松澤兼人君 プラスどのくらいかというところで大体の計算はできますか、できませんか。

○政府委員(小林三三三君) ちよつと自信のある数字を申し上げることは今できぬと思ひます。至急その事務の範囲を基礎にして計算してみたいと思ひます。また、これは実際の問題といたしましては、施設の問題とか、人の異動の問題もありまして、そういうものの範囲などというものは、これからもっと具体的に話し合ひできなければならぬ分野もあると思ひますので、やっぱり正確な数字は、そうした実態を見て考へた方が適当じゃないかと存じております。

○中田吉雄君 後藤財政部長にもう一つ、財政再建団体の再建計画の承認を受ける際の補助金をお認めになる基準、たとえばある町村が補助金を出す再建計画の中に認められる何か基準があるのですか。あるものに対しては百万円とか、二百万円とかというよう

なことをよくあちこちで聞くのですが、一般的な基準がありますか。

○政府委員(後藤博君) 補助金とおっしゃいますのは、県ないし国から補助金という意味ですか、町村内の団体に對する補助金ですか。

○中田吉雄君 そうです。

○政府委員(後藤博君) 市町村内の団体に對する補助金は、これは寄付負担金になるわけでありまして、いわゆる寄付負担金の制限に觸れるわけでありまして、そうすると、赤字があります団体は一定の率しか出せないわけでありまして、それは個々の団体によりまして団体の財政規模によつて違つてゐるわけ

です。

○政府委員(後藤博君) 一番小さい町村では基準財政需要額の三%ということになっております。その中に入るのであります。従つてその入るものは一応その範囲内におさめるといふ建前にしてあります。ただ町村の寄付負担金と称するものの中に、われわれが考へております寄付負担金と違つたものがあります。これははつきり事業費として出したらどうか、こういう指導をいたしております。たとえば商工会議所の補助金という場合に、一万円出すのは私は寄付負担金だと思ひます。十万円出すのはちよつとこれは寄付負担金とは言へない、一種の事業委託ではな

い、こういうふうにも考へたらどうか。協同組合に對するものもやはりそのうで、その場合にもはつきり事業委託をするといふことになつてやれば、それは寄付負担金のワクからはずれていくのであります。出すのはいいが、その出し方がいかにぬのでありますから、その出し方を、団体の事業として出す分

にはこれはかまわないのでありますから、そういう方法をとれば従来通りのものがある程度出せるのではないかと、出す場合には、やはり市町村の団体が監査できるような格好にしたものでなければいけない。今のようになにかわけのわからぬ格好で補助負担金を出すのはやめてもらいたいのではあります。事業ははつきりした協同事業の形をとる場合もありましようし、委託事業の形の形があると思ひます。そういう形で寄付負担金というものを整理して参りますと、ほんとうに最後に残るものは寄付負担金と会費のようなものが残つております。そういうものはこのワクの中で押えてもらいたい、こういう指導をいたしております。

○中田吉雄君 合併前のある旧町村が、雪嶺寒冷地帯地帯のある法案によつてため池を作る、その際に地元負担金が六割ある。しかしその受益地が旧町村の大半に及び、しかも低産地、ため池を作つても、その受益したものがなかなか関係者だけで返済できない、農林漁業の長期資金を借りていくというのを、旧町村がため池を作つてゐる団体に補助してゐる、それを合併町村が受け継ぐという条件で合併してゐるところがあつて、この問題でいろいろ苦慮しておるようなところがあるのですが、それはどうなので

すか。

○政府委員(後藤博君) おっしゃるような場合は、市町村の単独事業という格好になります。つまり寄付負担金の格好をとらなければ、やはり市町村の単独事業、その単独事業の場合の赤字は一体どうするかという問題になつて

くる。それは一般の単独事業の赤字と同じ計算をいたすわけでありまして、それでもって単独事業の繰り越し分があれば、事業繰り越しの格好をとつて行けば、その繰り越し分に対して一定の割合でもって落して行くという方式をとつております。もちろん事業が済んでしまつております場合には、これは何の事業で出た赤字かということが不明瞭でありますから、その赤字は全部解消になるわけでありまして、事業繰り越しの場合だけちよつと問題になります。

○中田吉雄君 それを農林漁業の長期資金を返済しなければならぬ間だけ補助するという規定を合併町村に持ち込んでゐるのです。それはどうなので

すか。

○政府委員(後藤博君) その場合に、それを再建計画の中に入れるかどうかという問題じゃないかと思ひます。これは単独事業の中に入れてもよろしいということでありまして、

○中田吉雄君 それを承認される際に、調査課で御検討になる際にはどうなのですか、単独事業として認めるので

すか。

か、人件費で済すか、どこかでばつくり消す方法を考へてもらいたい、そういう指導をいたしております。

○中田吉雄君 まあやり繰りをしてみてやれるということになれば、その単独事業のワクをそれだけ拡大することはできませんか。

○政府委員(後藤博君) その団体がどうしてもやらなければならない、まあ義務的なものになっておるとすれば、これは認めざるを得ないのではないかと思います。

○松澤兼人君 今の問題に関連して御答弁願います。お伺いしますが、そうすると、代表的な大きな県ですね、まあ言つて見ると兵庫県とか、新潟県とか、大きな、二十数億といったような赤字を出しているとかいうような所ですね。こういう所におけるいわゆる県から、たとえば学校とか、あるいは市とかに補助する場合、こういう場合はやはり赤字の額、あるいは予算総額といったようなもののどのくらいというものが認められるわけですか。

○政府委員(後藤博君) いわゆる寄付負担金の場合には県の場合は百分の一にしてあります。百分の一にいたしましたけれども基準財政需要額がある、ですから兵庫県はどのくらいになるかわかりませんが、大体数千円以上になります。兵庫県はもっと多くなると思いますが、一番小さい団体で二千万円くらいはありはしないか、県の場合は……と考へております。

○松澤兼人君 それは寄付負担金という名目で予算を計上しても差しつかえないということですか。さつき中田君に言われました事業共同とか、あるいは事業委託というような形になるので

すか……。

○政府委員(後藤博君) この際寄付負担金の問題に関連をいたしまして、従来寄付負担金というばく然とした格好で出しておりましたところの財政支出を改めて、はっきりした事業費に移し得るものは事業費に移して、その団体の事業に於てやつて行くようにという指導をあわせてやつております。従つてそれに入らないものだけが寄付負担金という格好になるのであります。府県の場合にはそういう問題がないのじやないか、大体みんな従来相当のところを出しておりますものは、寄付負担金以外のことを持つて行けるものじやないかと、こういうふうな考へております。従つて寄付負担金のワクは府県には非常によく、百分の一というのには相当余裕があると考へておりますが、市町村の小さい団体の百分の三というのには、大きな団体に比べるとちよつと苦しいところはございます。

○松澤兼人君 そうしますと、ある市でたとえば農業用水をとると言いますか、改良するといったような事業があるとする。これは市の事業として県が補助するといふ形ではなくて、県営の事業としてやればよいといふことですか。

○政府委員(後藤博君) 負担金じやないかと思ひますが、市町村の場合は……その共同でやるといふことが一番いいのじやないか、その施設を共同でやるというところにすれば、それから県に委託する形にしてみてもいいのじやないか、そうすれば寄付負担金をのがれると思ひます。

○松澤兼人君 そういう工事を執行する団体が市町村である場合には、そういうことは考へられます。ところが学校に對する、私立学校とか、あるいは特殊な学校とかいうものに対する教育費の補助といったようなものは今まで出ているのですが、そういうものに対して、県がやはりその教育事業というものが必要であると、こゝ言つて補助したいという場合は、これは純然たる補助、そういう形になりますか。

○政府委員(後藤博君) 普通の私立学校の場合は、大体皆大抵の県でございまして、寄付負担金の中に入れていくようにあります。それでも余裕があるからやつております。市町村の場合には問題がございまして。市町村の場合には寄付負担金に入れるか、それとも一種の事業費の觀念、あるいは事業委託の觀念をするか、特殊な教育をお願いするものという建前をとつて、明確にするものであれば、その私立学校に對する補助金を、これを一種の事業委託であると考へてもいいのではないかと、どうしても出したいのであれば……、そのかわり出すときに、はっきりとどういふふうなことをお願いするかというのを議会で明確にして出してもらいたい、そうすれば委託費という格好で出して、補助負担金にならない、こゝういふ考へ方をしております。その辺の余裕はあつてもいいのではないかと、こゝういふように指導いたしております。

○松澤兼人君 そうしますと、府県の場合などでは、百分の一程度のそういうものの余裕があるから、従前通り特定の私立の学校に補助するといふような場合はその中に入れられる。市町村などの場合においては、その教育事業というものが、その地方における特殊な必要ある事業であるということをして理

事者が認めて、議会でそれを議決すれば、あなたの方としては別段差しつかへはない、こゝういふことでございませうか。

○政府委員(後藤博君) ええ。

○加瀬完君 関連して。今の事業委託といひますけれども、町村でかりに私立の高等学校に寄付金を出す、こゝういふ場合は事業委託というやうな形が一応考へられるかもしれませぬけれども、公立の高等学校に寄付金を出すといふときに、事業委託といふことが考へられまじやうか。

○政府委員(後藤博君) 今、私立学校の問題としてお尋ねになりましたからお答えしたのであります。公立の高等学校の場合は、それは寄付負担金の中に入ります。

○大谷賢雄君 ちよつと関連してお尋ねしておきたいのですが、今、松澤委員から、私立学校に市町村が補助をする、これは余り芳ばしくない、事業委託というやうな形ならばいい、こゝういふお話ですか。

○政府委員(後藤博君) 前提があるのではありません、市町村のうちで赤字のあります団体、いわゆる赤字団体は、まず赤字を消すことに専念してもらいたいといふ前提があるわけでは、よ赤字を消すことに専念するのには、よに消すものをまず押えて行くべきじやないか、こゝういふ建前から寄付負担金の制限をしたわけでありまして、その寄付負担金の制限をいたしましたけれども、しかし先ほど申しました一定のパーセントにいたしますと非常に苦しくなつて参ります。苦しくなつてそのワクにはまらない場合があります。し

かも市町村が出したいといふ場合がある。そういう場合には、市町村自体の事業としてやるやうな予算の組み方をすればいいのではないかと。何やらわからないやうな格好で補助金を出すことはいけない、こゝういふ指導をしております。従つてはつきりと事業を委託できるやうな格好で市町村の議会が関与し得るやうな格好、つまり監査ができるやうな格好で出して行くべきではないか、こゝういふに指導いたしております。

○大谷賢雄君 その私立学校は、各種学校は別ですが、正規の学校といふものは、みな私立学校法によつて学校法人になつてゐる。ところで、実際に全国の私立学校の状況といふものは、なかなかその経営が困難な事情にあるわけですね。それは主として授業料収入によつてまかなつて行かなければならぬ。こゝういふ経済事情下においては、なかなか一般の寄付なんといふものは集まらぬ、こゝういふ実情でありますから、従つてどうしても助成をしていただくといふことを私學当事者が要望してありますし、また考へますれば、県なり、あるいはまあ大都市のやうな大きな市ならば当然公立学校を作らなければならぬのに、私學がかつて経営をしてゐる、こゝういふ見方も成り立つと思つてゐる。そうすれば、なるほど今の前提の条件で考へれば、一応こゝもとなつても思つてゐるわけだけれども、しかしよのことだといふあなたのお話だが、これはよそじやない。その県なり、その市の市民、県民の子弟を私學がかつて引き受けてゐるのだ、こゝういふ立場からいへばその点は差しつかえないじやないか、こゝう思

のですが、それについての御所見いかんということ。それから各府県とも今の助成をするにつきましては、補助金を出すにつきましては、これは監査ができる建前になっております。それはそういう事情になっておりますか。

○政府委員(後藤博君) 今までのところ補助金の出し方を見て、おりますると、単なる財源補てん的な考え方です。府県も市町村もそういうことはいけなとわれわれは言っているのではありません、赤字が自分にあるが人の財源補てんをするのはおかしいではないか、こういう考え方です。だから財源補てんの考え方では、事業を委託してやってもうらんだ、この立場に切りかえたらいいのではないかと、建前から、たとえばまあ高等学校の何か家庭科なら家庭科とか、それを充実して行くことがその市のためになるのだという建前に立つて、そのために必要な費用を出すのだ、こういう形をとって出せば、これは財源補てんではない、こういうふうな考え方です。

○大谷賢雄君 今のお話よくわかりました、現実にはおそれる各府県とも、やはり今あなたのお話のように、家庭科なら家庭科を充実する、あるいは理科なら理科を充実する、あるいは体育に教員、教員を充実する、こういうために補助金を出す、従ってそれは監査の対象になるという行き方を實際はしておるのです。今の前段のお話で、すね、わけのわからないことに補助金をするというこの観念は少くとも学校法人として、学校に於いてはそれはないと思う、財源補てんでも理屈は立つと思うのです。それは当然校費でもってやらなければならぬ、仕事を、私立学校法に基いて経営しておる学校法人である以上は、それはどこにいったかわからないようなことはあり得べからざることでありますから、従って出し方はどうでもいいですよ、どうでもいいが、それでも私はそういう考え方を、持っていたいでもない、ちっとも差しつかえないのではないか、こう思うのです、が、そこはいかがですか。

○政府委員(後藤博君) 従来実体的に、おっしゃいますようなことになっておれば、名前をもつて考えただけで済むのではないかと思います。はつきり、私立学校補助金という格好だけでなくて、私立学校に対する何々の委託費と、何々事業委託費という格好にすれば、それでいいのであります。それを予算上わけのわからないような格好で、私立学校、何々学校に対する補助金と、こういう格好だけではおかしいじゃないか、こういうことを私は言っておるのであります。

○伊能芳雄君 今の私立学校の補助の問題ですが、これは国の問題でもあるのですが、大体これは憲法八十九条に違反するのではないかと、思うのです、が、どうですか、その点は、どういうふうに解釈しておりますか。

○政府委員(後藤博君) 国の場合でも私立学校に対する補助金のようなものがあると思います。従って地方団体だけひつかかるといふことは、ないと思います。国があるのではありませんから、地方団体自体もやはり同じような方式でやっておりますので、憲法上問題はないと思っております。憲法上問題はないと思っております。憲法上問題はないと思っております。

○伊能芳雄君 政務次官どうですか。(小笠原三三男君) 憲法解釈上はいけないということになって、極言したら法的に違法ではないか(と述ぶ)。

○委員(松岡平市君) 速記をとめて。
○委員(松岡平市君) 速記を起し。
○委員(松岡平市君) 速記を起し。

○政府委員(早川崇君) ただいまの憲法違反かどうかという問題に關連いたしまして御答弁いたします。

地方自治法第二百二十二条に、「普通地方公共団体の財産又は營造物は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、その利用に供してはならない」となっております。私立学校は公の支配に属するものでございまして、その支配に属しない、かように解釈しておるわけでありませう。

○委員(松岡平市君) 速記をとめて。
(速記中止)

○政府委員(早川崇君) 午前中森下委員から御要求がございました。政府として指定都市に対する事務移譲の基本方針がきまりましたので、この機会に御報告申し上げます。

指定都市に対する事務移譲は、左の基本方針によりこれをを行うものとする。

記
地方自治法第二百五十二条の十九第一項各号に掲げる十六項目の事務は、原則として指定都市に移譲するが、左に掲げる事務は府県に留保するものとする。

一 市の区域を越えて統一的に処理しなければならない事務
(一) 保母試験に關する事務(児童福祉法施行令十三)。
(二) 伝染病流行し、もしくは流行のおそれあるときその伝染病の疑似症に對し伝染病予防法の全部または一部の規定を適用すること。ただし、指定都市においても適用することができるとする(伝染病予防法二)。

二 府県全般にわたる統一的な基準の設定に關する事務
(一) 飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設につき、業種別に公衆衛生の見地から必要な基準を定めること。ただし、指定都市においては、その特殊事情による必要な基準を付加して定めることができるものとする(食品衛生法二十、同令五)。

(二) 興行場、旅館及び公衆浴場の換氣、採光、照明、防湿及び清潔その他公衆衛生上必要な措置につき条例で基準を定めること。ただし、指定都市においては、その特殊事情による必要な基準を付加して定めることができるものとする(興行場法三、旅館業法四、公衆浴場法三)。

三 府県を通じて一つの施設または機関で足りる事務
地方身体障害者福祉審議会及び身体障害者更生相談所を設置すること。ただし、指定都市においても設置することができるとすること(身体障害者福祉法六、十一)。

以上が決定いたしました方針でございます。

○森下政一君 今大府政府の方針がきまりましたという報告を受けたのですが、これは再び変更を見るということは断じてありませんか。言いかえすと、政令の内容が今説明なさった通りであると、こういうふうな了承して、よろ

なっております。

○松澤兼人君　そこで、せっかく諮問しておきながら答申がこないうちにこれを外してしまふ、事実上抹殺をするという格好は、どうも政府としてけしからぬ。しかしまあそれは諸般の事情があるが、それではお伺いするのです。道州制の問題は、取りあへず別問題として、府県の統合の問題について、どのように政務次官考えておいでになりますか。

○政府委員(早川巖君)　この問題は太へん重要な問題でありまして、現在府県制全般について答申をしておるわけでございますので、われわれといたしましては、明治四年以来府県の区域が變つておりませんで、そういう面で見れば、現在交通その他経済の発展した現状に適當かどうか、こういう問題、地方制度調査会において真剣に検討していただきたと思っております。

○松澤兼人君　府県制の問題は大へんデリケートな問題であるということ、これはよくわかるのですが、そういうことは同じように特別制の問題だつて大へんデリケートな問題です。片一方切る場合には何の会釈もなく切つておいて、将来の府県制のあり方ということに質問を向けますと、大へん微妙な問題であるから、なかなか答弁できない、ただいま地方制度調査会に諮問中であるから、その答申が出てから、その答申について考慮したいということ、が、政府の、あなたの方のお考えだろうと思ふのです。そうでしょう。

○政府委員(早川巖君)　われわれといひましては、特別市の問題、府県の

問題、これは同時に関連させまして、結論を得たい、ただしそれはまた日程がいつまでという問題ではございませんで、われわれといたしましては、さしあつて従来から非常な要望がございした事務の移譲、これ自身とりましても、画期的な指定都市に対する事務移譲になつておりますので、まずこの点を実施いたしまして、従来いたすに紛淆のもとでありました特別市の問題、府県の統合、府県制全般のときに最終的に決定したい、こういう方針で臨んでおるのであります。

○松澤兼人君　お伺いしますが、そういうふうなまだ府県制が、都道府県制ですが、非常に大きな行政機構の改革について、何らの意見もまとまつていない、ところが政府は一方では特別市制を削る、一方では北海道の分県ということを考えておる、これはどういう根拠でそういうことを考えておるので

○政府委員(早川巖君)　北海道の分県はむろん考えておりません。
○松澤兼人君　それではあなたの政党に所属していらつしやる方で、しかも有力な政界のメンバーであるし、地方自治を扱つていらつしやる……、党としては分県ということを一応取り上げたというところは、これは事実なんですよ、議題にしたというところは、それならどういふ形で、どういふ内容で、この問題が論議されたか、非公式でもかまいません、あなた個人としてでもかまいません。分県ということについて御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(早川巖君)　党の方の北海道開発特別委員会委員長は廣川弘禪氏

でございますが、その委員会におきまして北海道を開発するためには分県をして、今のようない道庁でなく、六つに分県した方が開発上有利ではないか、こういう御決定があつたのであります。ところが、政府といたしましては、むろんそれに對して別に賛成しておるわけでもございませぬし、党内の一つの意見として聞いておる程度でござい

○松澤兼人君　分県したら開発上有利であるという理由はどこにあるところにあるのですか。
○政府委員(早川巖君)　政府はこれに賛成したわけではございませぬ。ただそのときの御議論は、まず樺太地帯その他、九州その他の例から見ても、まず役人を送り込んで、知事をそういう所へやればよいというふうな意見を述べておりました。むろんわれわれは現在内地においては道州、府県統合というふうな問題すら起つておるときでありますから、むろんこれには自治庁としては賛成しておるわけではないのであります。

○松澤兼人君　そうすると早川政務次官も反対であるし、自民全体としてうに承つてよろしいのですか。
○政府委員(早川巖君)　賛成というところはわれわれは考えて——一つの意見として府県制度全般の諮問をしておりましますから、そこでいろいろ検討されしるべきものであると考えております。

○松澤兼人君　一方ではブロック制とあるいは道州制とかいうことを考えられて一方では府県の統合というふうなことを考えられているということ

すね、しかも開発ということから考えてみれば、広い意味でなければ、何らの根拠はないんでしよう、北海道に分けて利益があるというふうなことは、われわれはとうてい考えられないんです。そういう時代に逆行するような分県をやるといふことは、まことにわれわれとしては解せない。何か政治的な意図があるんだということを言われておりますが、そういう政治的な意図があるんですか。

○政府委員(早川巖君)　少し誤解されておるようでありまして、われわれは府県の道州制ということにきめたわけでもないんです、同時に北海道の六分県ということもむろん自治庁としてははつきり賛成してゐるわけでもないのではありませんで、そういう問題全般を地方制度調査会に諮問をいたしましたし、結論を得たい、こういう段階でございます。

○松澤兼人君　私は何にも誤解してない、私もやはりそういうことだろうと思つた。私の言ふのは、やはり府県の統合というふうなことが世間で言われているときなのに、それを分けるというふうな、特に開発上分け方がいといふようなことは、われわれは了解に苦しむ。そこで何か政治的の意図があつて、あそこは社会党的の知事だから、こいつを分権してやろうじゃないかと考えているんじゃないか、まああんなことはないですよ、党の方で、そんなところから始まつた問題ではないんですか。

○早川巖君　廣川さんの特別委員会がどういふことをお考えになつてゐるか、これは裏のことは存じませんが、とにかく北海道は九州、四国及び台湾を

含めたような大きい所である、そこでこれを六つに分けても、東北の新潟県と山形県と一緒にしたような府県になるのであるから、むしろそれぞれの六つの知事を作つて開拓の功績を競ひ合はした方がよい、開発はまず役人をほり込むことによつて進むのだというふうな理論づけをされておつたとは私は覚えておりますが、決して道庁の知事が社会党だから分県するんだというふうな考えは聞いておりません。

○松澤兼人君　その問題にちやうど對照的なものは都制だろうと思ひます。現在の都制というあり方は、果して府県制とかあるいは広域の地方団体として適當であるかどうか、これに對してはどういふお考えですか。
○政府委員(早川巖君)　私は東京都という特殊事情から申しまして、都制というものはこれさうなことだと思つております。これをさらに大阪なりあるいはその他に及ぼすというふうなことは、これこそ地方制度調査会に慎重に御検討願ひまして、結論を得るというふうにすべきものだと思つております。

○松澤兼人君　東京都制というものが適當であるというところは、どういう理由なんですか。
○政府委員(早川巖君)　一言にして言へば、東京都の場合には、都部のあれと市部というものと比較いたしますと、圧倒的に市部が人口が多いわけでありまして、その点、大阪府と大阪市の場合とは根本的に事情が違つたわけでありまして、そのような場合に市制と府制という二重行政を、何を好んで必要とするか、端的に申しますればそういうことからいへば、どういふ考えでござい

○松澤兼人君 私は大阪府を作るといふ考えは全然持っていないのです。こういう変な又エ的な地方団体というものを大阪に作るという事は反対です。ただし、現在の東京都というものがいいというのを今のように説明されても、私にはわからない。すでに御承知のように、都と府というものは非常な問題を起しておるわけでして、そういう問題があるという事は御承知だろと思うのです。そういう問題があるにもかかわらず、これがいいという事は、われわれには納得がいかないのです。当然自治庁としては、この都と府の問題については、何らかの処断を下さなければならぬ段階にあると思う。そういう問題があるものをそつくりそのままこれをたたいといふふうに言われても、われわれは了解できない。さらにこの点について説明してもらいたいと思う。

○政府委員(早川巖君) 都と府という、そういう問題まで入りますと、いろいろ問題はあると思います。私は基本的に東京都と東京とあるような過去の姿よりは、ベターである。さらにそれを改善すべき都と府の問題をどうするかという問題は、むろん、お説のようにいろいろ改善を今後いたしたい、かように考えておるのであります。

○松澤兼人君 まあ今度の自治法の改正で、地方公共団体というものは非常に単純に、基本的な団体は、市町村、それから広域的な、包括的な団体が府県というふうになつて、そういうふうにつきりしているにかかわらず、都というものをやはり別格的なものとして割り切れないものを残しているでしよ

う。都の中には区もあるし、それから市町村もある、そういうものを包括した一つの都というものは――あなた方の考えるように一つの地方行政団体というものをすつきりした形でもって片方は基礎的な団体、片方は包括的、あるいは広域的な団体である、こういうふうの規定づけられ、それにはその理由がある。ところが、府県にもあらず、あるいは市町村にもあらずと、――こういう又エ的なものがどうしていいのです、すつきりしないじゃないですか。

○政府委員(早川巖君) 先ほど申し上げましたように、圧倒的にこの東京市と郡部と比べました場合に、大部分が市であるという様な場合におきましては、二重のな行政というものを改めて一元化し、都政にするということとは根本精神からいって妥当である、こゝう申しておるのでございまして、お説のように、いろいろな改善すべき余地はむろんあることは、これは認めます。

○松澤兼人君 それでは自治庁として、都政というものを何か基本的な考え方がございしますか。将来どうしたらいかがという……

○政府委員(早川巖君) むろんこういう都政の問題自体も、今言つたような改善すべきことがございしますから、首都整備というものと関連いたしまして、むろん地方制度調査会の諮問の對象といたしまして検討したいと考えております。

○松澤兼人君 都知事は一方では府県知事と同じような資格を持ち、一方では市長と同じような資格を持つていて、こういうことでもすつきりしない。こういうことは、もし行政の簡素化ということを考えるならば、当然どちらかすつきりした形にしなければならぬと思う。で、一番最初の政務次官のお考えが、政府と市とを当然と解して、別段の意見がない。将来これをどうするかという問題については府県制全般の問題と同じように、地方制度調査会に一つ答申を出してもらつたことであつたわけですか。あなたは最初から都政がいいと、こゝう言うから、いい理由を示して下さい、こゝう私は申し上げざるを得ない。承わつておりまして、別段いいという御説明もない、そういうふうには私に考えるのですけれども、政務次官、そうじゃないですか。そういう問題をいいとか悪いとかいうことをあなたが判断するよ

りも、現在他のもとの一緒に諮問をして、いる地方制度調査会の答申に待ちたい、こゝういふふうにおつしやるべきではないかというふうに思ふのです。

○政府委員(早川巖君) お説のように、この自治法の根本精神は、市町村というものの充実、府県は國家と地方自治体の間の中間的の団体だということの説の第一歩前進でありまして、さしたつて從來懸案になつておりましたこの問題に百尺竿頭一步を進めたという意味でございまして、むろんお説のように、これで完全に大阪市のこの問題が解決したとは思つておりません。今後の問題として検討すべきものだと思つております。

○小笠原三三男君 私ちよつと質問したいのですけれども、きょうでなくいいいんですが、まずこの概念的に説明をいたしたいと思ふ点を念のために申し上げておきます。

それは、都道府県、市町村の事務の配分をした新しい規定ですね、二条の四項で、それぞれ法律あるいは政令に基いて、補助事業その他に關して区分になつてゐるものはすつきりわかるけれども、そうでないものについては競合しないようにしなければならぬといつても、その範囲が具体的にどの程度のものかということがわからぬのです。それで何かやはり小さな細則的な根拠でも自治庁にお示しを願へば、初めから競合するといふようなことはなくなるのじゃないかと思うのです。そういう意味で一応まあ例にとれば、土地改良についてはこのくらの範囲のところから、もうだ、そうでないものはどうだとか、むろん義務教育その他の水準の維持なんというものは、これはもう法律があるから、こゝういふものはすつきりわかつておる。いろいろその内容によつて違ひます。だからそれを口頭でいいですから、わかつてゐる範囲で御説明をまず願ひたい。それで質問を申し上げたいと、こゝう思ふのです。が、そのうち特に府県の性格で、加瀬君等もいろいろ聞きましたが、結局普通地方公共団体である両者が、普通地方公共団体であるという性格が變つたもののやら變らぬものやらの点は明確でない。事務の配分をした、そのことから變つたといへば變つたという根拠が出てくるでしようが、そういう事務の配分によつて變つたものだといふことは筋ではない。しからば表現の仕方が變つたから内容も變つたのだといふことも、これは無理なことだと思ふのです。市町村は基礎的な地方公共団体である。都道府県は國と市町村公共団体との中間的な広域的公共団体である。中間的なというものは地理的に中間なんだといふのですか、これもあいまいです。広域だといふのはただ空間的なことだけをさして言つてゐるのかどうか、これ

い。こゝういふことは、もし行政の簡素化ということを考えるならば、当然どちらかすつきりした形にしなければならぬと思う。で、一番最初の政務次官のお考えが、政府と市とを当然と解して、別段の意見がない。将来これをどうするかという問題については府県制全般の問題と同じように、地方制度調査会に一つ答申を出してもらつたことであつたわけですか。あなたは最初から都政がいいと、こゝう言うから、いい理由を示して下さい、こゝう私は申し上げざるを得ない。承わつておりまして、別段いいという御説明もない、そういうふうには私に考えるのですけれども、政務次官、そうじゃないですか。そういう問題をいいとか悪いとかいうことをあなたが判断するよ

りも、現在他のもとの一緒に諮問をして、いる地方制度調査会の答申に待ちたい、こゝういふふうにおつしやるべきではないかというふうに思ふのです。

○政府委員(早川巖君) お説のように、この自治法の根本精神は、市町村というものの充実、府県は國家と地方自治体の間の中間的の団体だということの説の第一歩前進でありまして、さしたつて從來懸案になつておりましたこの問題に百尺竿頭一步を進めたという意味でございまして、むろんお説のように、これで完全に大阪市のこの問題が解決したとは思つておりません。今後の問題として検討すべきものだと思つております。

○小笠原三三男君 私ちよつと質問したいのですけれども、きょうでなくいいいんですが、まずこの概念的に説明をいたしたいと思ふ点を念のために申し上げておきます。

それは、都道府県、市町村の事務の配分をした新しい規定ですね、二条の四項で、それぞれ法律あるいは政令に基いて、補助事業その他に關して区分になつてゐるものはすつきりわかるけれども、そうでないものについては競合しないようにしなければならぬといつても、その範囲が具体的にどの程度のものかということがわからぬのです。それで何かやはり小さな細則的な根拠でも自治庁にお示しを願へば、初めから競合するといふようなことはなくなるのじゃないかと思うのです。そういう意味で一応まあ例にとれば、土地改良についてはこのくらの範囲のところから、もうだ、そうでないものはどうだとか、むろん義務教育その他の水準の維持なんというものは、これはもう法律があるから、こゝういふものはすつきりわかつておる。いろいろその内容によつて違ひます。だからそれを口頭でいいですから、わかつてゐる範囲で御説明をまず願ひたい。それで質問を申し上げたいと、こゝう思ふのです。が、そのうち特に府県の性格で、加瀬君等もいろいろ聞きましたが、結局普通地方公共団体である両者が、普通地方公共団体であるという性格が變つたもののやら變らぬものやらの点は明確でない。事務の配分をした、そのことから變つたといへば變つたという根拠が出てくるでしようが、そういう事務の配分によつて變つたものだといふことは筋ではない。しからば表現の仕方が變つたから内容も變つたのだといふことも、これは無理なことだと思ふのです。市町村は基礎的な地方公共団体である。都道府県は國と市町村公共団体との中間的な広域的公共団体である。中間的なというものは地理的に中間なんだといふのですか、これもあいまいです。広域だといふのはただ空間的なことだけをさして言つてゐるのかどうか、これ

もあいまいです。私はこの点も実はもつと突き詰めた説明を願いたい。そういうことも御説明を願いたいのです。が、きょうはなかなか委員長やめそうにもありませんから……。それをお聞きしてから質問した方がいいと思うのです。まあ私の説明を願いたいと思っておる当面の問題点だけ申し上げておきます。

○政府委員(小林三三男) お答えいたします。

第一の第四項の問題でございますが、これはわれわれは……。

○小笠原三三男 四項、五項だ。

○政府委員(小林三三男) 五項の四号の問題でございますが、第四号につきましては、さらに細目的に何か考えておるかということでございますが、現在のところそういうものを考えておりません。

○小笠原三三男 いや、ちょっと四項、五項、全部です。五項の一号から四号まででしょう。

○加瀬亮君 もっとよく区分けをしなければ、競合すると言つても、当然競合になるのじゃないかという質問だ。

○政府委員(小林三三男) これは今小笠原委員が申されました通り、五項に府県の事務を分けて書いてございす。これは書いてある通り例示でございす。そこで、この事務の中にはお話し通り法令で定まっているものもある。それから法令で定まっているもの、いずれも自治法は自治法に基きましてその公共事業として処理できるものにつきましても、この大体的基準でもってものを考えてもらいたい。しかしながらその事務も事務によって全く規模も大小さまざまあり得るし、また市町村自

体も市町村さまざま差異はあり得るのでありまして、一般の市町村ではできなくとも相当の規模の市町村ならでき得るものはどれだけでもあり得るわけでございます。そういう意味でございまして、これは一般的な府県と市町村との問題の考え方を書いてあるのございまして、それぞれの事務につきまして一々区分けするということは考えておらないのでございす。区分けしなかつたらまた問題が起るじゃないか、これは過般森下委員もそういう趣旨の御質問でございまして、そこはそれを一々法律なり政令なりで一切の事務をとらまえて、これが府県だ、市町村だということとはわれわれとしては必ずしも適当だと考えておりません。法令で事務を規制するのは、まあできるだけやむを得ないものにこれは限るべきでありまして、あとは自治体それぞれその公共事業として自主的にやる体制を考えたい。しかしながらそのやるにいたしまして、府県と市町村とはおのずから地位権能を異にするから、その地位権能の基本的な区分の基準をここに書きまして、あとはそれぞれ自主的な運用にまかしたい、こう考えております。それでございすから、具体的になお競合があり得るじゃないかというところは、まあ森下委員もおっしゃいました通りでございまして、それはあり得ると思ひます。あり得ると思ひますが、この法律の趣旨に従つて、それぞれの団体が自主的に考えてもらいたい。そのあり得るものを一から百まで全部区分けするということは、むしろ非常に煩に流れ、むしろそれは地方自治の建前からいって、行き過ぎる面の弊害の方が大きくなる

のでございすので、さしあたりこれによつて問題を考えてもらいたい、こう考えているわけでございます。それからなお四項と五項とに關連いたしまして、これによつて都道府県といふものの性格が根本的に變つたかどうかといふふうな御質問でございまして、私はこれはこれによつて都道府県も市町村もいづれも普通地方公共団体たる本質、性格に變更を來たしているものとは考えておりません。いづれも普通地方公共団体としてそれぞれ一般的にその権能を持つておるわけでございます。しかしながら、普通地方公共団体ではあるが、市町村と都道府県とはこれは並列しているものではないのでございまして、市町村は住民に直結した基礎的な団体として、都道府県は市町村を包括した団体として存在いたしておるのございすから、その間におのずから事務の性質を異にし、権能を異にするべきものでございまして、これはこの規定を待つまでもなく、もとよりあるべきものだろうと思ひるのでございす。その点が從來並列的に、あいまいに、抽象的に書いてありましたので、市町村は市町村としての本質を明らかにし、都道府県は都道府県としての本来の機能の明らかにし、両者の権限の適正な配分と、そのものを明らかにいたしたい、という趣旨でございす。

○小笠原三三男 そういう御答弁からだんだん掘り下げてお話を聞きたいのです。後段の、從來は市町村と都道府県は並列的な考え方にあるように考へられておったが、本来、もとよりそうではないのだ。その点を今度は明らかにした、しかしながら普通地方公共団体としての性格は變らないのだ、こういう御意見なんです。じゃ、その性格を明らかにしたというのは何かといへば、その市町村に対しては基礎的な普通地方公共団体であるし、都道府県については新たな言葉として広域な普通地方公共団体である、こういうふうになったのです。それだけの言葉が、広域という言葉が入っただけで、あなたがおっしゃるようなもとより並列的なものではないのだということはどうしてはつきりするのですか。広域というの地理的な概念を言う言葉だと思ふのです。

○政府委員(小林三三男) ここに書いてあります通り、これはまあ從來は都道府県、市町村というの、並列的という語弊があるかもしれないが、要するに、一様に普通地方公共団体として、その地位権能を自治法に規定されておたつたわけでございます。しかしながらもとより都道府県、市町村は同じ平面に並んでいる——並列的に存在している団体ではないわけでございます。市町村と都道府県というものは、おのずから違つておる。それは現行法におきましては、都道府県は市町村を包括する、こういう規定でも示しておるわけでございます。そこでその市町村と都道府県との実体的な相違を権能の面からはつきり区分けいたしまして、そうしてまあ表現は基礎的な地方公共団体と一方で書き、片一方では市町村を包括する地方公共団体として大きな柱を上げるとともに、具体的な事務につきましてもおのずから事務の中味が違ふゆえんをこの第五項の各号で明らかにいたしたわけでございます。

す。これによつて都道府県は都道府県としての地位にふさわしい事務権能を処理し、市町村は市町村としての機能を十全に發揮することを期待しよう。こういうことでございす。

○小笠原三三男 從來の法律でも都道府県は市町村と包括するであつた。だから包括するということは間違いない。しかしそれではあいまいだから、今度は広域に包括する。しかも広域な地方公共団体と言わなければならぬいゆえんはどこにあるかということを開いていふのです。

○政府委員(小林三三男) これは、都道府県は市町村と比較すれば、市町村は地域的により狭域を基礎にしており、都道府県はその市町村を包括しておりますから広域的な団体であるといふことは、これはまぎれもない事実だろうと思ひます。もともと市町村といつたつて面積が府県より大きいものがあるのじゃないかという、絶対的な面積の問題は、これはあり得ると思ひますが、それは結局基礎的な地方公共団体としての市町村を論じ、片一方はその市町村を数市町村、場合によつては百市町村を包括した広域的な団体であるといふことを明らかにして、そうして広い領域を包括的におさめていく都道府県としての機能を明らかにしよう、こういうわけでございます。

○小笠原三三男 都道府県としての公共団体が包括する、あるいは広域だ。そういうところで性格を明確にしたといふことは、何か聞きようによつては、またこの法文の内容を見るといふと、それは国から都道府県に機関委託せられる、あるいはその他のことで市町村に対して許可、認可あるいは指

揮、監督、そういう面もあるかもしれないが、それは自治体、都道府県固有の自治体としての権限ではないはずだと思ふ。その自治体と自治体同士でいえば、確かにそれは包括されておる。あるいは広域であるかもしれないが、この上下の關係に立つ筋合いのものではないだろうと思ふ。ところがこの法文を見ると連絡調整とか、指導、助言とか、こういうことの範圍を出ている部分があるように思われる。そういうことから私としては疑問を持つので、法律に基いて、国が規定していることに基いて、都道府県が知事であろうかあるいは団体であろうか、市町村に対していろいろなことをやっていくことと、自治体自身としてやることとの間には、明らかに私は一線を画しておらなくちやならぬと思ふ。ところがこれは、時間が長引きますから途中でやめますが、第五項の三号で、市町村の事務の處理に関する一般的基準の設定」という問題があります。こういう一般的基準の設定ということになれば、県がやはり条例なり何なりかで、県内の市町村の事務處理に関する基準を作るだろうと思ふですね。こういうことはどういふ法律的な根拠があり、どういふ国からの委任があつてそういうことが行えるのか。県自身がそういうことをやるということとは、包括してあるのだから、広域だからという根拠だけであるのかどうかという疑問が私にはあるのです。またこの場合に、市町村というときの市の中には、指定都市というものも入つておると思ふ。指定都市はある一定の人口以上の特殊な性格を持つ都市であつて、特別市問題まで起るようなことであり、なお事務

の移譲等も行われなければならない実態にあるのに、そういう膨大な指定都市というものを、県そのものがその事務の處理基準を設定して押しつけていくというようなことになることはおかしい。私が誤解している部分があるならそれは氷解してもらいますが、私はこの点は相当突つ込んで質問したいのですが、きょうは時間がくると所用があるので、これ以上は質問を申し上げません。

それから前段のあなたの答弁では、一がいにかまかく一々の事務配分の規定を、自治庁自身がこまかく一つ一つの事務についてできるものじゃないかというのを申されましたが、私はそれはわかると思ふ。けれども、兩者ともに普通地方公共団体として、第三項に例示されているような第二項の事務がずつと並んでいる。並んでいるものの中からさらにこれは都道府県の方でやるのだというので抜き出したものが大体この第五項なんです。そして抜き出した基準というのは、統一的な處理を必要とする市町村に関する連絡調整に関するものである。それから一般の市町村が處理することが不適当であると認められたのも、これは前に質問したもので、第五項の第四号なんです。それから第五項の第一号、二号、三号までというのは前の三項に例示されているどつちがやってもいいものの中から抜き出してきたものが大部分なんです。であるから、これが競合しないようにしなければならぬという限りは、同じ前に出ております治山治水事業でも農地開発事業でも、いろいろこれは区分の仕方があるだろうと思ふのです、例示すれば、だからそう

いうことを私はお聞きしたいということなんです。だからあなたは今日一般的に概括的に話になったことは了としますが、この次に質問をするときには開拓はどうなる、干拓はどうなるというお尋ねしますから、だから方針を示していただきたい。これだけ申し上げておきます、答弁は求めません。

○政府委員(小林興三氏) ちよつとお聞きしたいと思います、恐縮でございますが、まず市町村の事務の處理に関する一般的基準の設定で、都道府県が市町村に対して何でも条例でも作れるじゃないかというふうな趣旨のことでございましたが、これはそういう意味じゃないのでございまして、この都道府県の事務の配分は、現行法の二条に、御存じの通り、普通地方公共団体關係の事務が列記してございます。二項にまず書き、三項に列記してございます。列記してありますから、本来普通地方公共団体が都道府県として處理できる事務がございまして、その事務を普通都道府県と市町村とに割り振るということなるので、今までの列記は一緒に書いてありますから、それを都道府県がやった方がいいもの、市町村がやるべきもの、こういうふうに分けたのでございます。それでございまして、この条例で市町村のことは何でもやるのか、これは法令の根拠がなければならぬのでございまして、その条例につきましては、たとえば自治法の十四条でございまして、都道府県は市町村の行政事務について条例で必要な規定を設けられる。いわゆる統制事務条例とよく言つておりますが、そういうような趣旨のものがまあ設けられる建前になつ

ております。それぞれの法令上の根拠でやり得る事務について、この配分の基準を書いたわけでございます。それの法令では、つまり個別法で書いてあるものもあれば、それから自治法で一般的権限として書いてあるものもある。いずれにしても、自治法第二条第二項にその公共事務が、法律またはこれに基づく政令による事務か、あるいはその他の行政事務か、国の事務に属しないもの、この範圍内に属するものについて、府県と市町村との事務を割り振つた、こういうことでございます。

それからもう一つは、個々の事務についてそれぞれ広域かどうか、市町村がやるべきか、府県がやるべきか、こういう問題は先ほど申し上げました通り、それはその事務によりまして、規模によりまして、たとえば一つ土地改良と書いてありまして、土地改良の規模がありまして、非常に小規模なものもあれば、相当な規模のものもある。それでありますから、土地改良という言葉によつてはふいふ分けがつかないのであります。土地改良事業でも広域にわたる事務と認められる場合には都道府県でやらなければいかぬし、そうでない、きわめて小範圍な市町村の一部分のものならば、市町村が今度やつてほしい。さらに今度は団体の面から申しまして、同じ市町村を通り大都市のものもあれば、きわめて小さいものもある。それでありますから、高等学校一つとりまして、高等学校は一般の市町村ではできないけれども、大都市ならば十分能力があり得る。それぞれの団体等をこれは總体的

に觀察して見て、それぞれの団体として十分に規模、能力を持っていればやり得る、こういう趣旨でございます。それでございまして、それはそれそれ具体的に判断をすべき問題でございまして、その判断の大きな考え方、基準というものを明らかにいたしたわけでございます。それで、どの事務はどの規模、どれだけからどこか、こういうふうにお尋ね願つても、これはそういう具体的にそうした数字的な規模があり得るわけじゃないのでございまして、この条文の趣旨で府県と市町村がそれぞれ実情に応じて自主的に決定すべし、こういう考え方でございます。

○委員長(松岡平市君) 本日はこれにて散会いたします。
午後五時十三分散会